

地域福祉活動第6次5か年計画



みんなでつくる ささえあいのまち

——— 平成25年度～平成29年度 ———



社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会

は じ め に

少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化により地域社会や家庭が変容、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化の中で、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題等、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。

今、社会福祉協議会には、こういった深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活問題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らせることができる地域に根ざした福祉のまちづくりを推進していくことが求められています。そして自らの事業を真摯に点検し、事業や活動の強化を図っていく時期にあるといえます。

中区社協では、平成20年から平成24年までの5年間、「あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち」（「地域福祉活動第5次5か年計画」）を広島市社協と市域の各区社協が統一スローガンとして取り組んできました。

このたびの計画は、第5次計画の内容を継承しつつ、現在の情勢を反映し、つながりを意識した小地域福祉活動やボランティア活動、個別支援活動を推進し、社会的課題に向き合う計画として「地域福祉活動第6次5か年計画」（平成25年～29年）を策定いたしました。

この計画では、以下の6つの項目を今後5年間かけて取り組む重要ポイントとして位置づけ、区民の皆さん一人ひとりが主役の「福祉のまちづくり」を推進していきます。

① 福祉のまちづくりの総合的な推進

地区社協が主体となった福祉のまちづくり事業3事業（小地域における見守り・支えあい活動「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、住民のふれあいの場づくり「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、地域住民の参加・支えあい活動「地区ボランティアバンク活動推進事業」）の連動に重点をおいた福祉のまちづくりの総合的な推進に努めます。

福祉委員等新たな担い手の発掘や参画の仕組みを提案し、地域福祉活動の担い手の拡大に努めます。

② 福祉教育による地域づくりの推進

子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉への理解と関心を高めます。

子どもが主役の地域伝承行事等に取り組む地区社協を支援し、児童館等との

つながりを深め、地域の子どもたちを地域で大切に育てていく取り組み、子どもたちの育ちを支援する地域の取り組みを応援します。

③ 災害ボランティアセンターの体制づくり

「区災害ボランティア活動支援体制づくり」に向けて、市・区社協で作成した「区災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」と実際の被災地での活動経験等を活かし、いつ災害が発生しても迅速に対応できるよう体制整備に努めます。

④ 地域福祉活動、福祉情報の発信

区民への情報発信では、電子媒体等を含めて、さまざまな広報媒体の特性を生かしながら、必要な情報を、必要な人にお届けすることが出来るよう、費用対効果も勘案しつつ検討していきます。住民に見える社協活動の推進、PR活動の推進に取り組みます。

⑤ 新たな社会的課題への対応

経済的困窮や社会的孤立などにより、地域の生活課題が深刻化し、拡がりをみせている中、とりわけ「子どもの育ち」への支援や多様な生活課題への対応について検討していきます。

また、都市中心部で顕著になってきたマンション等集合住宅における孤立高齢者問題等、都市部ならではの今日的課題について情報収集を行い、他機関との連携をすすめながら、地区社協とともに取り組める支援について検討します。

⑥ 財源の確保

自主財源である賛助会費や寄付金、共同募金等の実績の減少等により、社協運営は厳しい財政状況におかれており、企業や事業所・商店等の社会貢献活動としての寄付企画や用途目的を明確にした寄付の提案等、活動財源の確保に向けて検討をすすめます。

区民の皆様には、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

● 社会福祉協議会（略称：社協）とは

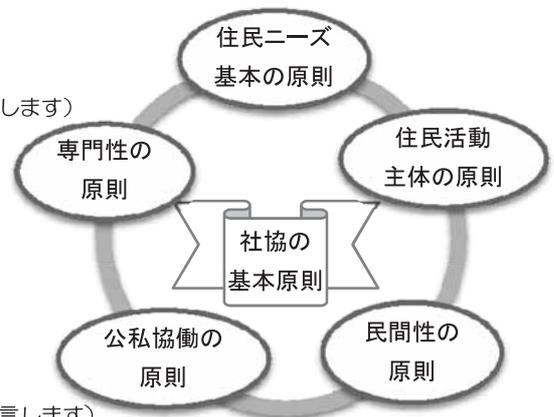
社会福祉法109条に定められた地域民間団体で、地域福祉の推進役として位置付けられています。地域住民やボランティア、公私の社会福祉関係者・団体の参加・協力を得ながら住民主体の理念で活動しています。

● 社協の性格

- ① 地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されています。
- ② 住民主体の理念に基づき、地域福祉の実現を目指します。
- ③ 住民福祉活動の組織化、社会福祉事業の連絡調整、企画、実施を行います。
- ④ 市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ「公共性」「自主性」をあわせ持った民間組織です。

● 社協の基本原則と機能

5つの基本原則に基づいて、それぞれの地域特性を生かした活動を展開しています。



1. 住民の福祉活動を推進する機能
(地域の福祉課題を明らかにし、課題解決に向けた活動を推進します)
2. 関係者との連携を図る機能
(幅広い関連分野の関係者との連絡調整をしネットワークづくりをすすめます)
3. 福祉活動や事業を企画・実施する機能
(1. 2. に基づきながら、実際に事業を展開していきます)
4. 調査研究と開発の機能
(地域のニーズを調査し、新しい事業の開発をすすめます)
5. 計画策定と提言の機能
(福祉に関する計画づくりを行い、行政機関など関係機関に提言します)
6. 広報・啓発活動の機能
(福祉の理念や制度、取り組みを広く情報提供し、啓発活動を行います)
7. 福祉活動支援の機能
(住民の自主的・自発的な活動や各種団体の活動を支援します)

● 社協の組織

活動範囲	市域	区域	学区
名称 (略称)	社会福祉法人 市社会福祉協議会 (市社協)	社会福祉法人 区社会福祉協議会 (区社協)	地(学)区社会福祉協議会 (地区社協)
主な活動内容	広島市社協(1か所) 市域の地域福祉活動の総合的企画・調整、区社協の支援を行います。	中区社協 区域の地域福祉活動や調整、区内の地区社協の支援を行います。	中区域14地(学)区社協 概ね小学校区を単位とし、地域性に応じた地区内の福祉活動を行います。
関係機関	市役所 全国社会福祉協議会 県社会福祉協議会 市域を範囲とする機関・団体 市民生委員・児童委員協議会 広島NPOセンター 福祉施設連盟 など	区役所 区域を範囲とする機関・団体 地域包括支援センター ボランティア 区民生委員児童委員協議会 NPO など	町内会・自治会 各種団体(子ども会・老人会など) 地域包括支援センター ボランティア 地区民生委員・児童委員協議会 NPO 福祉施設・学校 など

※社会福祉法での規定のない任意団体です。

地域福祉活動第6次5か年計画 目次

はじめに
社協とは

第1章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 計画の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
5. 計画の推進主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
6. 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
7. 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1の柱「たすけあいのまちをつくろう」・・・・・・・・・・・・ 14

第2の柱「一人ひとりの暮らしをささえよう」・・・・・・・・・・・・ 21

第3の柱「活動をすすめる体制を強化します」・・・・・・・・・・・・ 28

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第5次計画の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第5次計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

広島市・区の将来人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

広島市町内会・自治会加入率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

広島市域の地域概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

意見聴取アンケート及び集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

社協・生活支援活動強化方針（全国社会福祉協議会）抜粋・・・・・・・・・・・・ 52

第6次計画策定の経緯（会議開催状況）・・・・・・・・・・・・ 55

委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

総務・企画委員会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

ボランティアセンター運営委員会 委員名簿・・・・・・・・・・・・ 57

中区社協の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

※ 本計画書では、「中区社会福祉協議会」を「中区社協」、「地区（学区）社会福祉協議会」を「地区社協」、「広島市社会福祉協議会」を「市社協」と表記しています。

※ 「民生委員児童委員協議会」を「民児協」と略称表記している場合があります。

第1章 計画策定の背景

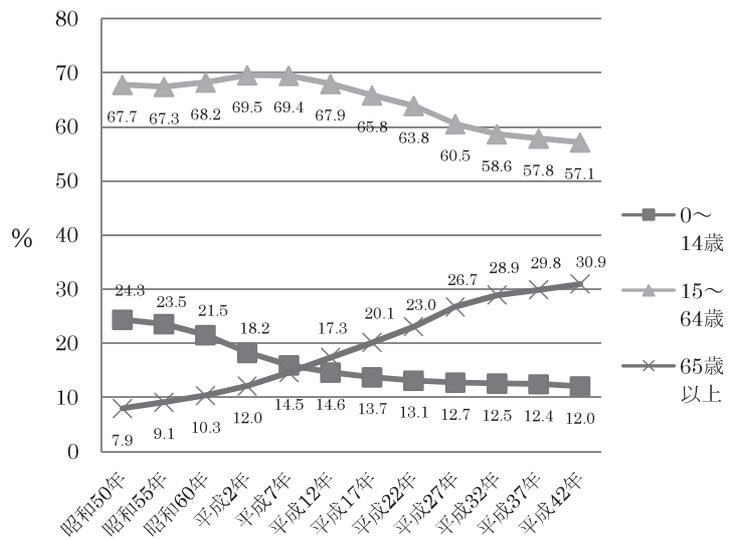
● 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国では、急速な勢いで少子高齢化が進んでいます。

昭和50年（1975）に、24.3%だった0～14歳の年少者人口比率も、平成22年（2010）には13.1%になり、平成42年（2030）では12.0%になると推計されています。

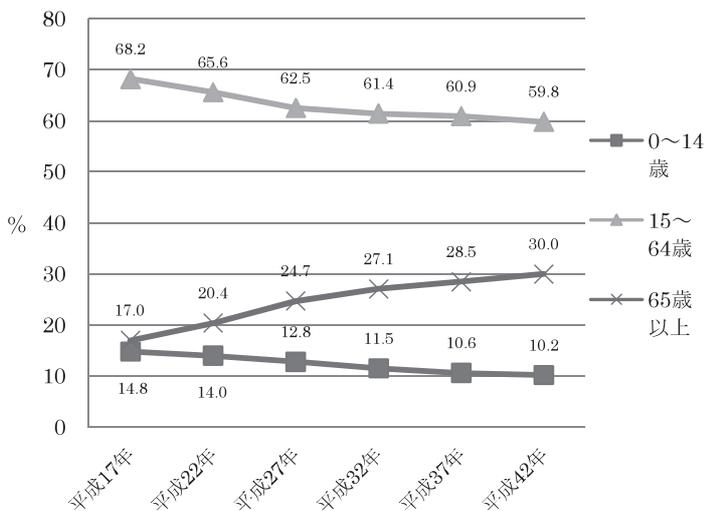
一方、65歳以上の高齢者人口比率は昭和50年（1975）には7.9%、平成22年（2010）には23.0%でしたが、平成27年（2015）には26.7%、平成42年（2030）には30.9%になると推計されています。[図1]

【図1】 【全国】 将来人口推計（3区分）



国立社会保障・人口問題研究所（日本の将来推計人口）平成24年1月推計
2011～：2011～2060 出生率高位（死亡中位）推計
～2010：年齢別人口 年齢（3区分）別人口及び増加率

【図2】 【広島市】 将来人口推計（3区分）



【国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口（平成20年12月推計） 市町村別男女5歳階級別データ

広島市でも同様の傾向です。年少者人口比率は、平成22年（2010）には14.0%でしたが、平成27年（2015）には12.8%、平成42年（2030）には10.2%にまで減少すると推計されています。

一方、65歳以上の高齢者人口比率は、平成22年（2010）は20.4%でしたが、平成27年（2015）には24.7%、平成42年（2030）には30.0%となることが予測されています。[図2]

（各区ごとの数値は資料編「統計資料」のページをご参照ください。）

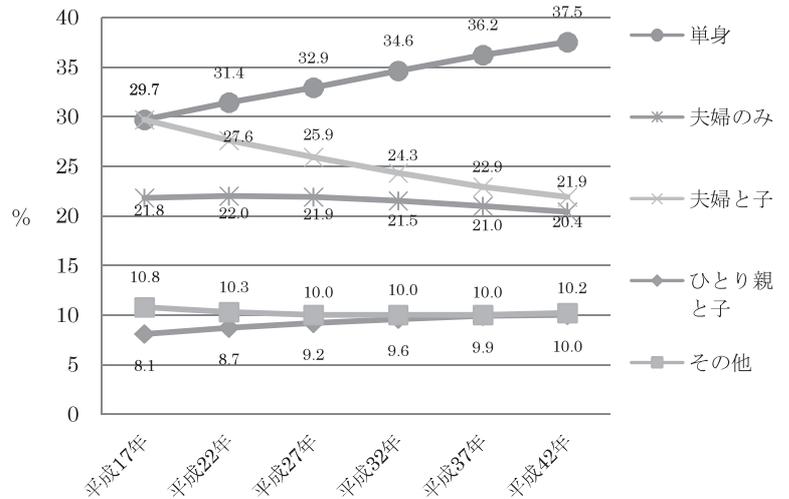
中区でいうと、65歳以上の高齢者人口比率は、平成22年（2010）は22.1%

でしたが、平成27年（2015）には26.1%、平成42年（2030）には31.4%となると予測されています。また、広島市全体の総人口は平成24年度以降減少すると推計されています。

● 進む家族の小規模化

少子高齢化と並行して、夫婦と子どもの世帯、3世代同居などが減少しています。広島県でも単身世帯の割合が平成17年(2005)には29.7%、平成22年(2010)には31.4%であり、平成42年(2030)には37.5%にまで増加すると予測され、家族構成の小規模化がみられます。[図3]

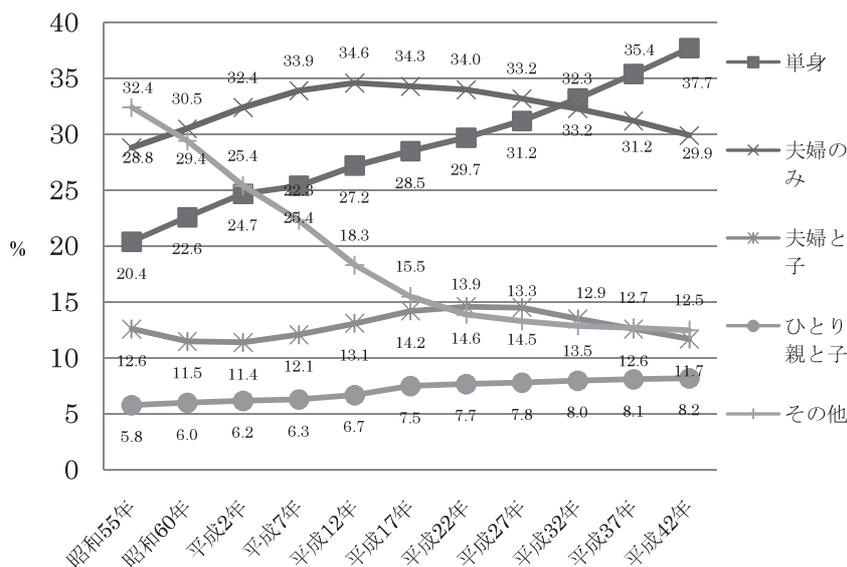
【図3】 【広島県】 家族類型別一般世帯の推移



国立社会保障・人口問題研究所
日本の世帯数の将来推計(全国推計) 2008年3月推計

広島市での単身世帯の割合は、平成17年(2005)には29.5%、平成22年(2010)には31.2%で、平成42年(2030)には37.4%になると推計されています。

【図4】 【全国】 世帯主が65歳以上の家族類型別世帯数



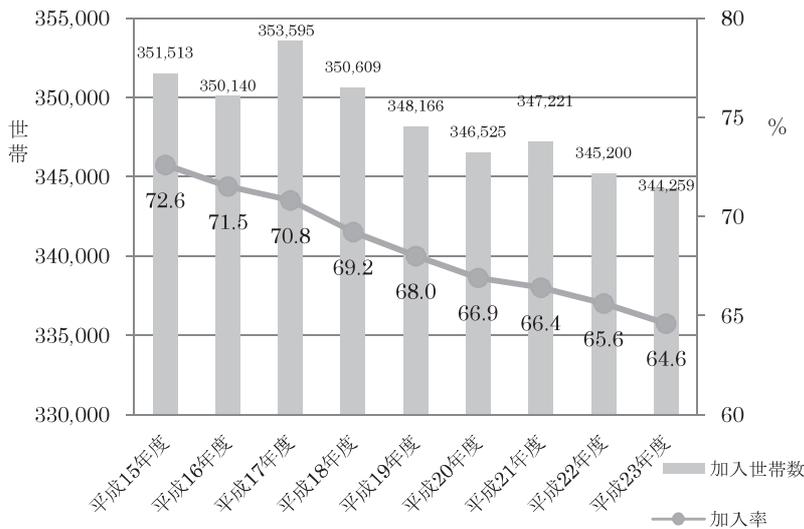
国立社会保障・人口問題研究所
世帯主65歳以上・75歳以上の世帯の家族類型別世帯数、割合 (1980~2025年)

また、世帯主が65歳以上の高齢者世帯に限ってみると、単身世帯と夫婦のみの世帯が平成22年(2010)では、合わせて63.7%で半数以上を占め、今後も単身世帯の増加が予測されています。[図4]

また、少子化や単身世帯の増加には、晩婚化や非婚(生涯結婚しない)化も直接的な要因になっています。これに関連し、一人の女性が一生の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)は、平成23年(2011)は1.39人で近年横ばい傾向ではあるものの、少子化の一因になっています。

● 町内会加入率の低下

【図5】 【広島市】 町内会・自治会加入世帯数と加入率の推移



広島市では、町内会・自治会の加入率の低下が進んでいます。

平成17年度には35万3千世帯（70.8%）が加入していましたが、平成23年度は34万4千世帯（64.9%）と大幅に減少しています。【図5】

中区でも、町内会・自治会の加入率の低下が進んでおり、平成17年度には、62.8%あった町内会加入率が、平成23年度には、57.5%にまで減少しています。

（各区ごとの数値は資料編「統計資料」のページをご参照ください）

また、町内会・自治会加入率の低下に加え、地域コミュニティを形成していた各種団体の加入者も減少しています。

● 生活困窮者の増加

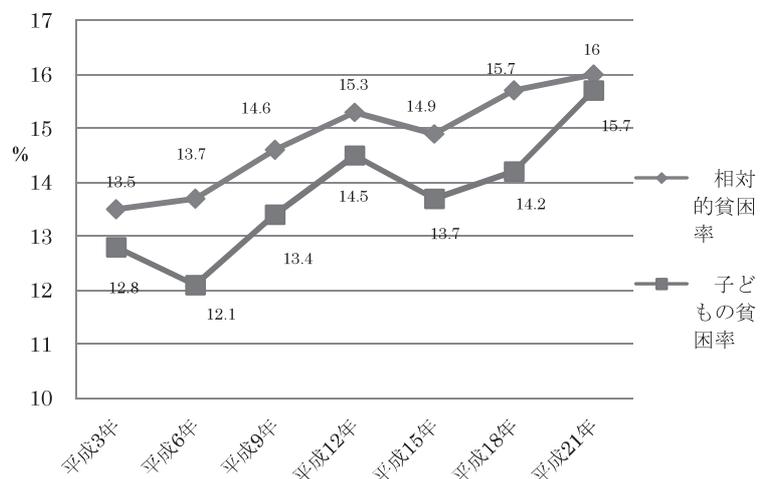
平成20年秋のリーマンショック以降、多くの離職者が生まれ、特に稼働世帯^(※1)と高齢者世帯において、生活保護の受給が増えています。

相対的貧困率^(※2)の上昇に並行し、子どもの貧困率^(※3)も上昇してきており、子育て世帯の経済状況は厳しい状況になっています。【図6】

一人親世帯の場合は一層厳しく、平成21年度の貧困率は50.8%という高い値を示しています。

また、生活保護世帯でいうと、平成23年度では広島市で18,820世帯、そのうち中区が4,681世帯と24.9%を占めるにいたっています。

【図6】 【全国】 貧困率の年次推移



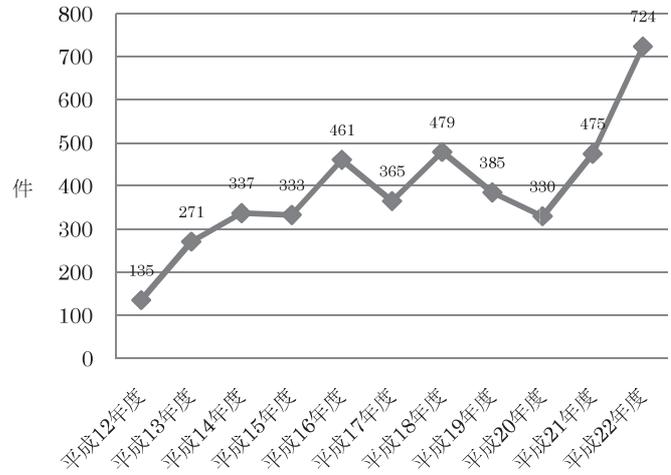
平成22年 国民生活基礎調査の状況

● 児童虐待の増加

このような中で、児童虐待の通報件数は、平成20年度には一旦減少したものの、平成21年度からは増加に転じています。[図7]

高齢者・障がい者への虐待、DVなども無視できない問題です。

[図7] 【広島市】児童虐待相談・通告件数推移

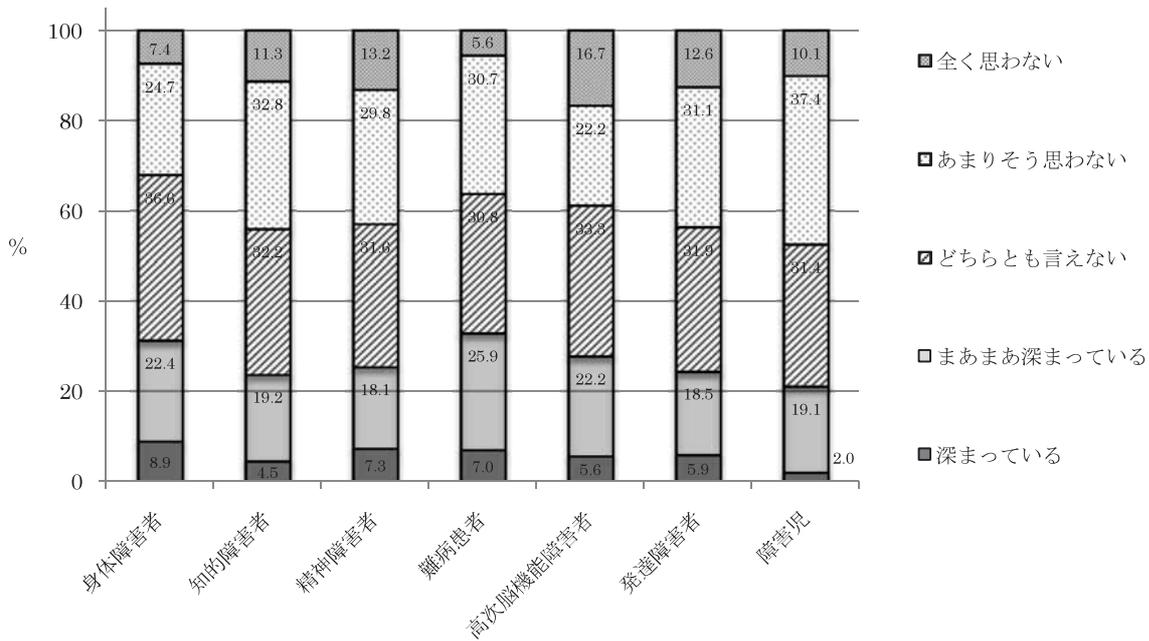


広島市ホームページ

● 障がい者に対する市民の理解

[図8] 【広島市】障がい者に対する市民の理解

Q.障がい者に対する市民の理解が深まってきていると思うか。



広島市ホームページ
新たな障害者計画の策定に向けたアンケート調査

広島市における障がい者に対する市民の理解が深まっているかという障がい者理解については、障がい者全体で5人に2人が「全く思わない」または「あまりそう思わない」と回答しており、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者では、2～3人に1人が「全く思わない」または「あまりそう思わない」と回答しており、障がいや障がい者についての更なる理解の促進が求められています。[図8]

● ボランティアや市民活動への意識の高まり

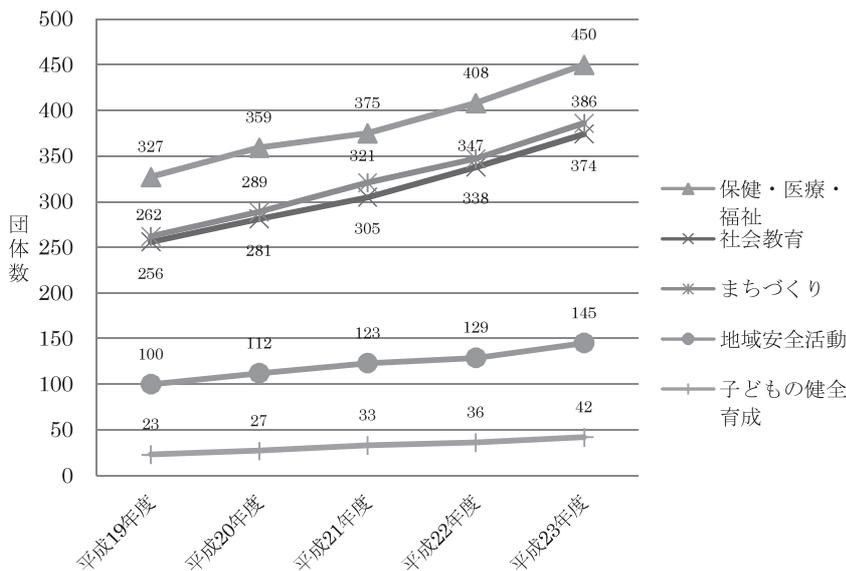
このような状況においても、ボランティアやNPO^(※4)活動、市民活動等への参加者数は年々増加してきています。平成23年度 国民生活選好度調査（調査対象：全国に居住する15歳から80歳未満の男女4,000人）ではボランティア活動、NPO活動、市民活動等への参加経験者は24.6%であり、4分の1の人が何らかの活動に参加したことがあるという結果が出ています。

また、同調査によると、これらの活動への参加に関する今後の意向については、「自ら参加したい」、「今後もっと活動を増やしたい」と答えた割合は、平成22年度は46.5%、平成23年度は50.3%で増加しています。

広島市社協に登録しているボランティア数も、平成20年度14,191人だったのに対し、平成23年度には17,004人にまで増加しており、ボランティアと市民活動への意識の高まりが伺えます。

中区社協に登録しているボランティア数については、平成20年度1,252人だったのに対し、平成23年度には1,579人へと増加しており、活動についても東日本大震災による東北地方への物資提供等の支援、高齢者・障がい者施設等への支援活動など、活動内容の拡がりもみられます。

【図9】 【広島県】福祉・地域関連分野のNPO法人数推移



また、社会の多様なニーズに応えた社会貢献活動を行う特定非営利活動法人(NPO法人)の団体数は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり等に関する分野で大きな伸びを見せています[図9]

内閣府ホームページ
特定非営利活動法人の活動分野について（平成24年9月30日現在）
定款に記載された特定非営利活動の種類（複数回答）

東日本大震災等により、助け合いやボランティアへの関心が高まり、ボランティア数、NPO法人数の増加が見られ、市民活動がより盛んになっていくことが期待されます。

広島市でも家庭の相互扶助機能や地域社会の共同体意識の低下が見られ、人と人とのつながりが希薄化していることが考えられます。安定した生活を送る人がいる一方、人間関係の最小単位である家族・家庭そのものの崩壊や、低迷する経済情勢による雇用不安などにより、経済的・社会的な格差が広がってきており、複合的な生活課題を抱え、地域からの孤立を深める人が増えてきています。

また、人々の考え方が多様化し、公的制度やサービスを積極的に活用しようとする人がいる反面、使える制度やサービスがあっても使わないことにより、通常的生活の維持が困難となり、自身の健康や安全までも損なわれる、いわゆるセルフネグレクトに陥ってしまう人もいます。

これらの問題に対して、これまでの社会保障制度の枠組では十分対応できなくなってきました。特に、家族が抱える生活課題や地域社会での孤立といった問題の深刻化への対応は、行政機関の支援だけでは不十分で、民間の福祉団体・地域組織・ボランティアなど幅広い連携が必要です。幸いなことに、ボランティア活動をはじめ、地域活動に参加しようとする人は増加しており、地域でさまざまな取り組みが展開されています。

このような動きをすすめていくためには、行政機関をはじめ、専門機関・施設、地域組織、NPO 団体などのネットワークを形成し、協働体制を構築して、地域で問題の改善・解決を図る社協の役割がますます大きくなってきました。

そこで、中区社協は、第5次計画の内容を継承しつつ、現在の情勢を反映し、つながりを意識した小地域福祉活動やボランティア活動、個別支援活動を推進し、社会的課題に向き合う計画として地域福祉活動第6次5か年計画を策定しました。

4ページ

- (※1) **稼働世帯**: 職業に就き、収入を得ることのできる稼ぎ手のいる世帯。
- (※2) **相対的貧困率**: 国民の所得格差を表す指標で年収が全国民の年収の中央値の半分(貧困線)に満たない国民の割合
- (※3) **子どもの貧困率**: 貧困線より下にいる18歳未満の子どもの割合。

6ページ

- (※4) **NPO**: Nonprofit Organization の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念

地域で安心して暮らせるために、住民一人ひとりが主役となった
「ささえあいのまち」をつくること。

スローガン：「 みんなでつくる ささえあいのまち 」

2. 計画の基本目標

(1) 福祉のまちづくりをすすめます

地区社協を実施主体として取り組んできた「福祉のまちづくり事業」を継承し、行政・専門機関等との連携を強化し、地域の福祉力を高め、新たなつながりを形成しながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる地域づくりを推進します。

(2) 福祉活動への住民参加をすすめます

さまざまな活動場面づくりと福祉教育により、社会全体の福祉への意識や関心を高めるとともに、住民活動やボランティア活動を支援し、福祉活動への住民参加をすすめます。

(3) その人らしい暮らしを支援します

高齢者や障がい者の権利擁護や社会参加の取り組みを継続し、住み慣れた地域で孤立することなく、その人らしい日常生活が送れるよう支援します。

(4) 住民の福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります

行政、専門機関・団体、民生委員児童委員協議会^(※1)、NPO等と連携して、住民の福祉ニーズを把握・集約し、課題解決につなげる仕組み(場)づくりを行います。

(5) 活動を円滑に推進するための組織活動基盤づくりを図ります

これまで以上に活動財源確保の整備を図るとともに、福祉活動拠点としての中区地域福祉センターの機能充実を図ります。

3. 計画の性格

(1) 区民や関係機関への「呼びかけ」としての計画

区民が自発的に活動に参加して、社会参加の促進を目指す計画であるとともに、中区社協の方針を行政・関係機関へ示し、協働を促すための計画です。

(2) 区民による協働の取り組みを支援する計画

人、組織、団体など相互の「つながり」から生まれる支え合い活動やたすけあいの活動の推進を支援する計画です。

(3) 広島市の行政計画と連携・協働する計画

行政の「広島市地域福祉計画」(社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画^(※2))と連携・協働して地域福祉の推進を目指す計画です。また、「広島市高齢者施策推進プラン」、「広島市新障害者基本計画」、「広島市子ども施策総合計画」等とも補完しあい、役割分担しながら地域課題の解決を目指します。

(4) 社会福祉協議会の「活動指針」となる計画

中区社協及び区内の地区社協の地域福祉の推進を図る方針や、発展・強化の道筋を広島市社協と協働で中期的に明らかにする計画です。

4. 計画の期間

本計画は平成25年度～平成29年度(5か年)の実施期間とします。

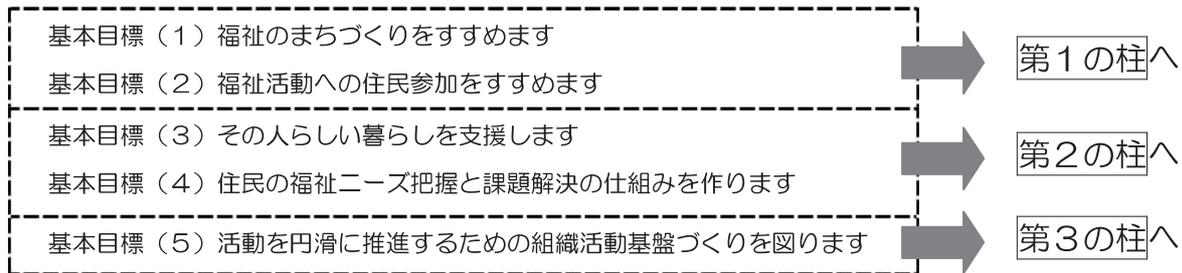
本計画の進捗状況や情勢変化による新たな課題への対応のため、計画の進行管理を行い、中間年である平成27年度に、中間見直しを行います。

5. 計画の推進主体

中区社協が中心となって、構成団体をはじめ、さまざまな機関・団体と協働しながら計画的に進めていきます。

6. 計画の構成

5つの基本目標をもとに、計画を大きく3つの柱で構成しました。



第1の柱 《つながる・たすけあう》 たすけあいのまちをつくろう

たすけあいのまちづくりをすすめるため、地域で人と人、組織、団体とのつながりや住民参加により福祉活動を充実していくことを目指す柱です。この柱は、小地域福祉活動やボランティア活動、福祉教育への取り組みを中心に構成しています。

第2の柱 《うけとめる・つなぐ》 一人ひとりの暮らしをささえよう

一人ひとりの暮らしをささえるため、関係機関・団体等と当事者、関係機関同士、当事者同士等を社協のネットワーク機能を活かしてつないでいくことにより、課題解決を目指す柱です。この柱は、相談機能や個別支援を通じた活動やつながりづくりのほか、新たな社会的課題への対応を中心に構成しています。

第3の柱 《あつめる・高める》 活動をすすめる体制を強化します

第1の柱、第2の柱にある活動を組織的に推進していくための、区社協の基盤づくりの強化を目指した柱です。この柱は、財源の確保を中心に構成しています。

9ページ

(※1) 民生委員児童委員協議会：略称「民児協」。民生委員^(※)は、区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織することになっており、広島市では99区域の地区民児協、8区の区民児協、市域の市民児協があり、職務に関する連絡調整、必要な資料及び情報の収集など、職務を遂行する上で必要な事項を処理している。

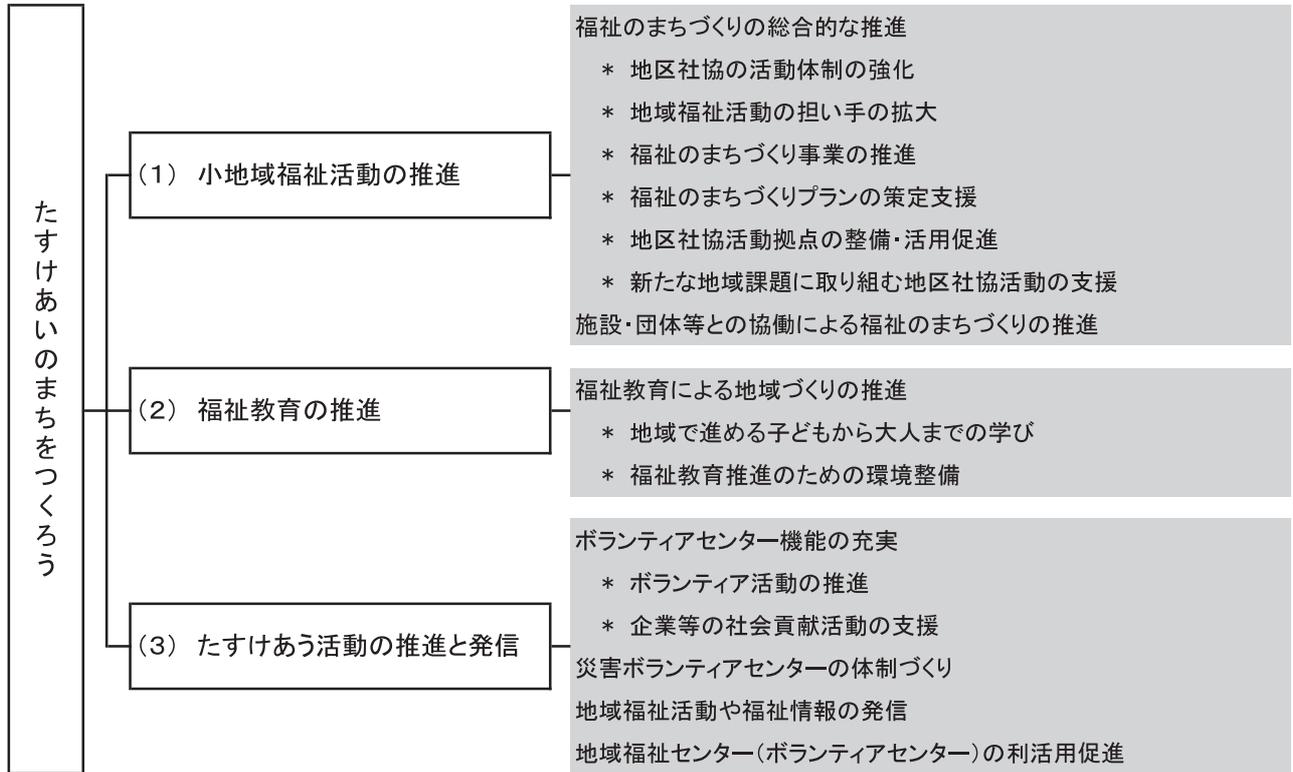
※民生委員：社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々。

10ページ

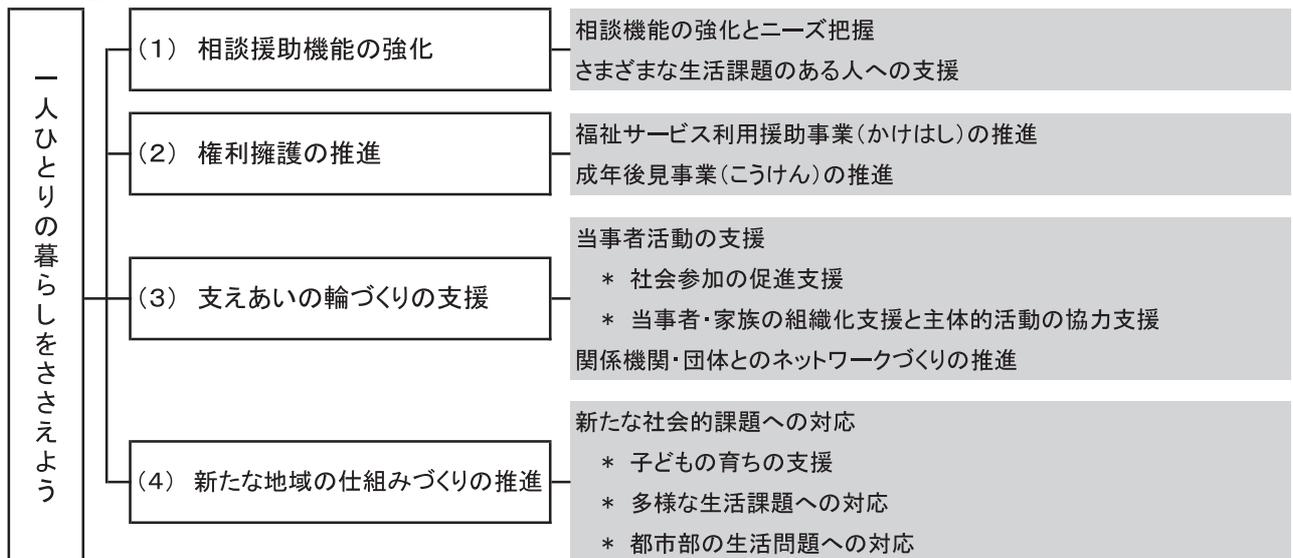
(※2) 市町村地域福祉計画：社会福祉法に規定され、各地方自治体が主体的に取り組む計画。地域住民の意見を十分に反映させながら策定され、今後の地域福祉の総合的な推進の上で大きな柱になると考えられている。

7. 体系図

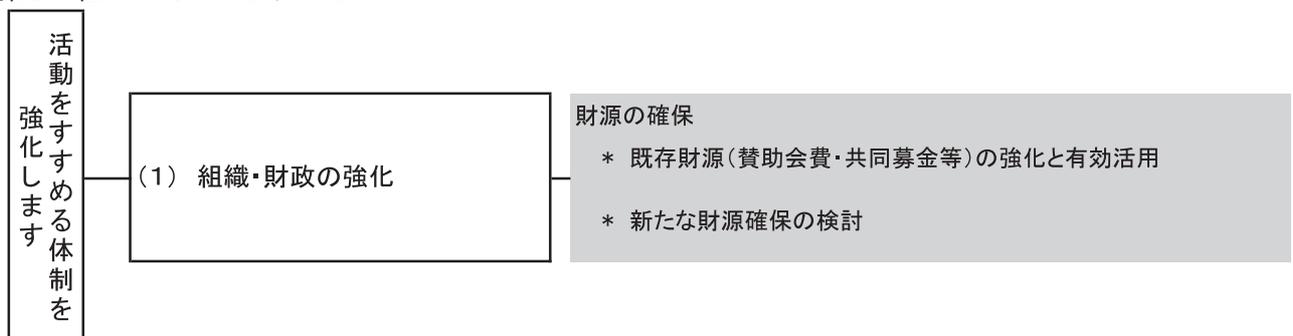
第1の柱 <<つながる・たすけあう>>



第2の柱 <<うけとめる・つなぐ>>



第3の柱 <<あつめる・高める>>



第3章 実施計画書

第1の柱 『たすけあいのまちをつくろう』

■キーワード■ つながる・たすけあう

家族の小規模化や地域の各種団体の加入率の低下に見られる地域共同体意識の希薄化などから、家族や地域で助け合う力や地域でのつながりが弱くなり、地域で孤立してしまう人の増加が社会問題化しています。これに加えて、収入の減少や失業等による生活困窮世帯の増加により、既存の制度やこれまでの地域での見守りでは解決が困難な、さまざまな生活課題を抱える人が増えてきています。

～ここでの『つながる』とは、たすけあいのまちをつくるために、地域での人と人、組織、団体とのつながりにより福祉活動を充実していくことを意味しています～

(これまでの中区社協の取り組み／第5次計画の総括から)

● 小地域福祉活動

昭和62年から地域の実情に応じて「福祉のまちづくり事業^(※1)」に取り組み、新・福祉のまちづくり総合推進事業(近隣ミニネットワークづくり^(※2)推進事業、ふれあい・いきいきサロン^(※3)設置推進事業、地区ボランティアバンク^(※4)活動推進事業)の3事業に総合的に取り組んできました。近隣ミニネットワークづくり推進事業では、個人情報保護法施行後、情報収集や関係者との情報共有、連携が難しいなど、3事業の連動による相乗効果が十分に発揮されないといった課題が残りました。

一方、福祉のまちづくりプラン策定や地区社協活動拠点の整備により、福祉のまちづくりが進んだ地区もありました。

● 福祉教育

平成元年から小中高等学校と併せて地区社協や福祉施設を指定する、総合指定方式^(※5)の福祉教育推進事業に取り組んできました。その後、平成18年度から3年間、新たな推進方策として「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」をモデル事業として試行し、平成21年度から本格実施するに至りました。体験学習を中心としたプログラム型の福祉教育と、総合指定方式の福祉教育の両方の良さを活かした福祉教育のすすめ方について検討が必要です。

● ボランティア活動

近年の大規模災害等により、たすけあいの意識が高まり、福祉に関わるボランティアやNPO等の団体が増えています。各区でボランティア養成講座やボランティア相談・調整等を行っており、多くのボランティアが登録・活動しています。地区ボランティアバンクにおいては、登録者は増えましたが相談(依頼)が入らないために活動につながらない、個別支援のコーディネートが難しいなどの課題が残りました。

・・・そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取り組みを進めます・・・

- 視点■ ◆ 小地域福祉活動の基盤づくりや取り組みの強化を進める
- ◆ 福祉教育の取り組みの内容充実を図る
- ◆ 福祉ニーズに対応するため、市民によるたすけあい活動を推進する
- ◆ 福祉サービスを必要とする多くの市民に福祉情報を届ける

第1の柱—(1)小地域福祉活動の推進

【目標】

- ・ たすけあいのまちをつくるため、地区社協の活動を支援します。
- ・ 地区社協の人材育成や体制整備を通して、継続的かつ安定的な地区社協の運営ができるよう支援します。
- ・ 地区社協による先駆的活動や開拓的な取り組みを支援し、地区社協活動の新たな展開を支援します。
- ・ 施設・団体等との協働による小地域におけるたすけあいのまちづくりが進むよう支援します。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
福祉のまちづくりの総合的な推進		
* 地区社協の活動体制の強化	地区社協の実践機能、連絡調整機能、企画立案機能の強化を支援します。 また、地域課題に対応する活動など、活動推進のための研修会を開催します。 区社協職員の役割を強化し、地区社協の実情の把握に努めます。	地区社協 民児協 区役所 (地域起こし推進課等) 地域包括支援センター ^(※7) NPO 福祉施設
* 地域福祉活動の担い手の拡大	地区社協における福祉委員の位置付けや役割を整理し、活動モデルづくりを行います。 また、地域福祉活動への新たな担い手の発掘や、参画の仕組みを提案していきます。 町内会・自治会活動や、地域活動団体等をより知っていただき、活動実践者になっていただける取り組みを、行政と協働で推進します。	
* 福祉のまちづくり事業の推進	地区社協が実施主体となる福祉のまちづくり事業3事業(近隣ミニネットワークづくり、ふれあい・いきいきサロン、地区ボランティアバンク)が相互に関連した取り組みになるような仕組みをつくります。 住民が福祉課題に気付き、福祉的な視点でまちづくりをすすめるための啓発活動やまちづくり3事業の情報共有の場づくりを行い、専門機関や団体等との連携による課題解決を目指しています。 近隣ミニネットワークづくり推進事業は、担い手・当事者の両面から重点的に取り組み、災害時要援護者避難支援事業 ^(※6) と一体的な推進を目指します。そのために、民児協をはじめとした各種団体にも取り組みへの理解を進めます。	
* 福祉のまちづくりプランの策定支援	福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するため、地区社協の福祉のまちづくりプランの策定を支援します。 未策定地区へは、地域に応じた働きかけや策定の支援を行い、全ての地区社協でプラン策定を目指します。 策定済みの地区社協へは、プランに基づいた取り組みの支援や、2次プラン以降のプラン策定の支援を行います。	
* 地区社協活動拠点の整備・活用促進	活動拠点のない地区社協については、拠点の確保について行政機関等へ働きかけるなどし、拠点の設置をすすめます。 活動拠点のある地区社協では拠点機能の強化を支援します。	
(新) * <u>新たな地域課題に取り組む地区社協活動の支援</u>	福祉のまちづくり事業等から派生した地域課題、とりわけ空き家やゴミ屋敷の問題や都市部で顕著になってきたマンション等集合住宅における孤立高齢者等の問題などに対応する先駆的活動や工夫した取り組みについて情報提供や地区社協相互の交流を行い、活動の波及を図ります。	
施設・団体等との協働による福祉のまちづくりの推進	施設・団体の専門性を活かしつつ、地区社協と協働した活動ができるよう情報提供等を行います。 企業や個人商店等の地域貢献活動による地区社協活動支援の企画立案を検討します。	地区社協 福祉施設

●中区社協の役割

- ・区内の福祉ニーズや現状の把握
～地区社協からの情報収集と課題の把握
～(新)地区社協ごとの情報シートの作成
- ・地区社協活動への支援
～会議等への参加・助言
～研修会の充実
～福祉のまちづくりプランの中間見直し、
2次プラン以降の策定の支援
～福祉のまちづくりプラン未策定地区の
状況の把握と働きかけ
- ・区内専門機関、施設との協議、
ネットワークづくり、関係諸団体との
合同研修会等の実施

など

●地区社協に期待されること

- ・福祉のまちづくり事業の実施
- ・福祉のまちづくりプランの策定と実施
- ・地区社協活動拠点の整備・運営
- ・地区レベルでの福祉課題の整理と
課題に対応する取り組みの実施
- ・施設や地元事業所等と協働した組み
みの企画実施

など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(区役所・福祉施設等)

- ・福祉のまちづくりプラン策定への参加
- ・地域と協働した取り組みの実施
- ・区社協・地区社協との情報交換、情報共有
- ・町内会・自治会活動や地域活動実践者の協働育成

●市社協の役割

- ・小地域福祉活動の現状分析と今後の方向性の提示
～(新)各地区社協の情報シートの集約
～地域福祉推進委員、地区ボランティアバンクコーディネーターの役割の整理
～(新)福祉のまちづくりプランの進捗状況の確認や中間見直し方法、地区社協による
取り組み評価基準の作成
～(新)地区社協組織や福祉のまちづくり事業等に関する手引き及び地区社協で
活用できる映像資料等の作成
～地区社協活動拠点の事例集作成や機能拡充のための提案
～(新)地域における先駆的取組みの情報収集と取り組みへの支援
- ・福祉のまちづくり事業の円滑推進のための行政・専門機関・施設等への協力要請
～近隣ミニネットワークづくり推進事業と災害時要援護者避難支援事業について広島市
担当課との連携
～拠点の確保について広島市担当課に働きかけ
～施設と地区社協の協働事例集(改訂版)の作成と施設部会等への情報提供による連携
- ・研修会の企画・実施

など

第1の柱—(2)福祉教育の推進

【目標】

- ・ 子どもから大人まで、生涯にわたる福祉学習・体験の場づくりを推進し、区民の福祉理解と関心を高め、福祉活動への取り組みを促します。
- ・ 地域や教育機関との連携を強化し、より効果的に福祉教育を進めます。
- ・ 福祉活動体験学習のプログラムメニューを充実させ、幅広い年代や団体による取り組みを目指します。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
福祉教育による地域づくりの推進		
* 地域で進める 子どもから大人までの学び	<p>地域、学校、企業、団体等との連携により、「やさしさ発見プログラム事業^(※8)」を活用した福祉教育を一層広めます。</p> <p>また、社協活動の全般を通じ、福祉について学び、たすけあいの心を育む働きかけを進めます。</p> <p>子どもが主役の地域伝承行事等に取り組む地区社協を支援することや、児童館等とのつながりを深め、子どもを軸とした地域づくりを応援します。</p>	学習サポーター 教育機関 企業 地区社協 児童館等
* 福祉教育推進のための 環境整備	<p>福祉学習を進める福祉活動体験学習サポーターを発掘・養成します。サポーター養成にあたっては、小地域ごとの育成を目指して進めます。</p> <p>子どもたちの福祉についての学びを充実させるため、保護者や教員向けの研修の機会を充実させます。また、福祉教育の推進方法をさらに充実させるため、新たな取り組みについても検討します。</p>	地区社協

●中区社協の役割

- ・ 「やさしさ発見プログラム事業」の活用支援、PR
 - ・ 福祉活動体験サポーターの発掘
- など

●地区社協に期待されること

- ・ 「やさしさ発見プログラム事業」の活用
 - ・ 地区社協での活動場面での受入れ
- など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(学校・企業など)

- ・ 「やさしさ発見プログラム事業」の活用
 - ・ 活動場面での受け入れ
- など

●市社協の役割

- ・ 福祉教育推進体制の整備・促進
 - ～「やさしさ発見プログラム事業」を活用した福祉教育の充実
 - ～(新)福祉教育協力団体・施設の導入検討
 - ～福祉活動体験学習サポーターの養成と学習プログラムの協働開発
 - ～教員向け等研修の充実
 - ～教育委員会との連携
- など

第1の柱—(3) たすけあう活動の推進と発信

【目標】

- ・ ボランティアの活動の場を広げ、区民の福祉活動への参加を増やします。
- ・ ボランティアの育成やボランティアコーディネート機能の強化により、多様な福祉ニーズに対応します。
- ・ 災害時においては、災害ボランティアセンターを関係機関・団体と協働で担える体制づくりを目指します。
- ・ 区民による地域福祉活動や福祉に関する情報を、さまざまな方法で、より多くの区民に届けます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
ボランティアセンター機能の充実		
* ボランティア活動の推進	<p>多様な福祉ニーズに沿ってボランティアの育成をすすめるとともに、ボランティアがいきいきと活動できる場を広げます。定年退職者等を対象としたボランティア講座や学生、勤労者等若い世代に向けたボランティア講座の開催を通じて幅広い区民にボランティア活動の楽しさや福祉への理解を深める取り組みをすすめます。</p> <p>また、ボランティア活動を通して、さまざまな生活課題を持つ人たちが居場所を見つけられるような取り組みや、ボランティア活動者相互のつながりづくりを進めます。</p> <p>人をつなぐ視点と力量を持つボランティアコーディネーターの育成を進めます。</p>	福祉施設 NPO 学校 医療機関
* 企業等の社会貢献活動の支援	それぞれの企業活動を活かした社会貢献活動ができるよう支援し、その活動を広く社会に情報提供し、活動の波及を図ります。	企業 労働組合
災害ボランティアセンターの体制づくり	<p>区災害ボランティアセンターマニュアルに従って定期的にシミュレーションを行い、必要に応じてマニュアルの見直し作業を行います。</p> <p>また、災害時に備えて福祉施設・関係機関等との日常的な連携体制づくりに取り組みます。</p>	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議 ^(※9) 区役所 (災害対策本部等) 福祉施設
地域福祉活動や福祉情報の発信	<p>より多くの区民に福祉情報が届くよう、多様な媒体を取り入れた情報発信を行います。とりわけマスメディアを活用し、積極的な広報活動に取り組みます。</p> <p>区社協の取り組みや先進的な事例、地域社会全体に関わる取り組みなど、区民向け実践発表会を行う等により積極的に発信します。また、区社協、地区社協等の活動を紹介したリーフレットの作成に取り組みます。</p>	マスメディア
地域福祉センター(ボランティアセンター)の利活用	区民が福祉活動やボランティア活動の拠点として気軽に利用できるような運営を検討していきます。	区役所 (厚生部)

●中区社協の役割

- ・ 多様なニーズに沿ったボランティアの養成と活動の場の開拓(区域)
- ・ 地区ボランティアバンクとの連携
- ・ 災害ボランティアセンターの体制づくり(区域)

など

●地区社協に期待されること

- ・ 地区ボランティアバンクの運営
- ・ 区ボランティアセンターとの連携

など

●関係機関・団体等との連携・協働

(福祉施設等)

- ・ 災害時に備えた地域との連携
- ・ ボランティア活動の場の提供

など

●市社協の役割

- ・ 区ボランティアセンターの機能強化
- ・ ボランティア活動の推進のための体制づくり
 - ～多様なニーズに沿ったボランティアの養成と活動の場の開拓(市域)
 - ～ボランティアのネットワークづくり(市域)
 - ～ボランティアコーディネーターの育成
 - ～災害ボランティアセンターの体制づくり(市域)
 - ～老人大学生がボランティア活動につながるような働きかけ
- ・ 情報発信機能の強化
 - ～(新)市民向け実践発表会の開催
- ・ (新)社会福祉情報センターのあり方の検討
- ・ NPOとの協働

など



14ページ

- (※1) 福祉のまちづくり事業：昭和62年度に広島市社協が提唱。以後、事業内容の充実と実施事業の見直しを図りながら要綱の改正を行ってきた。平成20年度からは「新・福祉のまちづくり総合推進事業」としての3事業の総合的展開に加え、「地区社協活動拠点整備事業」、「福祉のまちづくりプラン策定事業」にも順次取り組みを広げてきた。平成25年度以降は3事業をより一層連動させて推進していくことを目指している。
- (※2) 近隣ミニネットワークづくり：高齢者や障害者、児童等で社会的・地域的な援助を必要としている人たちへの近隣住民による見守りと具体的支援活動と関係機関・団体によるネットワークづくりを行う『小地域における見守り・支えあい活動』。
- (※3) ふれあい・いきいきサロン：高齢者や障害者、児童等要援護者の地域参加・ふれあいを高める活動として、地区社協や町内会・自治会域でのサロンの立ち上げ支援と連絡調整を行う『地域住民のふれあいの場づくり』。
- (※4) 地区ボランティアバンク：高齢者や障害者、児童等要援護者への支援・交流活動を推進するため、福祉意識の啓発、住民ニーズの把握と活動場面の開拓、並びに担い手の発掘・養成・登録・活動調整等を行う『地域住民の参加・支えあい活動』。
- (※5) 総合指定方式：小・中・高等学校の福祉教育推進校と合わせて地域（地区社協）や福祉施設を指定するもの。指定期間は3年間で、「次世代を担う子どもたちに福祉の心を」をスローガンに、“地域に根ざす福祉教育”を目指し、各区社協との協働事業として取り組んだ。平成元年から平成18年度までに、小学校77、中学校30、高等学校17、地区社協92、福祉施設30を指定した。

15ページ

- (※6) 災害時要援護者避難支援事業：災害時に避難支援が必要な人（要援護者）を事前に把握するとともに、一人ひとりについて、連絡体制、避難場所、避難方法などを整理した「避難支援プラン」を作成し、災害時に地域で助け合いながら要援護者の避難を支援するもの。近隣の人等が避難支援者になって、災害時に要援護者の避難誘導などの支援を行う。
- (※7) 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域での生活を総合的に支援する機関として、広島市が委託した社会福祉法人や医療法人等が運営。専門の職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）が、介護予防をはじめ、介護や保健・医療・福祉等、さまざまな相談に応じる。

17ページ

- (※8) やさしさ発見プログラム事業：「体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業」。さまざまな人が福祉を学び、体験・共感する機会を創ること、福祉やボランティアの情報やニーズを市民に広め、行動を喚起する取り組みの一つ。学校・地域・企業・団体等を対象として福祉活動体験学習で、福祉活動体験学習サポーター（講師・学習協力者）の協力を得て実施する。

18ページ

- (※9) 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議：災害時において、個人・団体等によりボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協、民児協、NPOセンター、行政機関等の団体が連携しながら、災害ボランティア活動の環境整備とネットワークづくりを図る組織で、25の構成団体からなる。

第2の柱 『一人ひとりの暮らしをささえよう』

■ キーワード ■ うけとめる・つなぐ

急速な高齢化と在宅指向、知的障がい者・精神障がい者の地域生活への移行などにより、地域で暮らす要介護高齢者や障がい者が増えています。

また、深刻な雇用情勢が続く中、離職等をきっかけにさまざまな生活困難を抱える世帯が増えており、そのような世帯では、健康面への不安や子どもの養育・進学問題など、課題が潜在化かつ複雑化し、地域から孤立する状況も見受けられます。これら生活課題の的確な把握に努め、ニーズに対応した支援をしていく必要があります。

～ここでの『つなぐ』とは、一人ひとりの暮らしをささえるために、関係機関・団体等と当事者、関係機関同士、当事者同士等を社協のネットワーク機能を活かして「つなぐ」ことを意味しています～

(これまでの中区社協の取り組み／第5次計画の総括から)

● 相談機能・個別支援

総合相談や貸付相談などの相談事業を継続し、それぞれの生活課題の解決に努めてきました。しかし、相談に至る背景が複雑化する中、相談者の生活課題に対し、家族全体としての対応や、地域における個別的な生活支援につなげる対応までは十分にできていません。また他機関との連携の中からニーズを把握し、情報を共有するまでには至っていません。

深刻な生活課題を抱える世帯からの相談が増えており、公的支援をベースに社協の地域支援・個別支援を行うため、他機関とのネットワークによる課題解決が必要です。

● 権利擁護

中区社協では、広島市社協が実施主体である福祉サービス利用援助事業(かけはし)^(※1)や、成年後見事業(こうけん)^(※2)を通じて日常的な金銭管理などで判断能力の不十分な方の生活を協働して支援してきました。利用者が大幅に増加する中、成年後見制度に関わる弁護士会や司法書士会等との連携体制の強化や、生活支援員^(※3)の人数やスキル両面での充実が課題です。

● 関係機関・団体等とのネットワークづくり

さまざまな団体との情報交換会などによるネットワークづくりは進みましたが、今後はより福祉ニーズの高い世帯や多様な生活課題への対応について、ネットワークによる課題解決や、他機関・団体等との協働をより推進していくことが必要となってきます。

・・・そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取り組みを進めます・・・

- 視点 ■
- ◆ 生活課題を抱えた人への個別支援体制の取り組みを強化する
 - ◆ 総合相談機能や日常生活支援への取り組みを強化する
 - ◆ 福祉サービス利用援助事業(かけはし)、成年後見事業(こうけん)を通じた支援を行う
 - ◆ 関係機関・団体等と協働したニーズ把握や課題解決を行う
 - ◆ 個別支援や新たな社会的課題への対応により、新たな仕組みづくりの検討・試行を行う

第2の柱—(1) 相談援助機能の強化

【目標】

- ・ 総合的な相談支援機能をより強化し、関係者と課題を共有しながら本人の課題解決に向けて個別に支援します。
- ・ 様々な相談の積み上げから地域の課題を把握し、生活支援のための連携体制をつくります。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
相談機能の強化とニーズ把握	<p>さまざまな相談の受け皿としての心配ごと相談や在宅訪問相談、貸付相談、ボランティア相談などの機能を強化します。</p> <p>また、生活課題把握のため、関係機関との連携やアウトリーチ^(※4)に努めます。</p> <p>ニーズを区社協全体でアセスメント(分析・評価)し、総合的に支援できる組織的な連携体制をつくります。</p>	区役所 (厚生部等) 民児協 地域包括支援センター等福祉関係 団体 その他専門機関 地区社協
さまざまな生活課題のある人への支援	<p>社協の活動を活かして、本人による課題解決を支援し、地域の関係機関・団体と積極的に連携しながら、ネットワークによる課題解決を進めます。</p> <p>個別支援の積み上げから導かれる地域課題の分析・把握を通し、関係機関と連携を図りながら、地域での取り組みにもつなげていける提案をしていきます。</p> <p>とりわけ生活困窮者への当座の生活(衣食住)の確保等生活困窮者に対する支援のあり方について検討を行います。</p>	区役所 (厚生部等) 民児協 地域包括支援センター等福祉関係 団体 その他専門機関 地区社協

●中区社協の役割

- ・ 心配ごと相談、在宅訪問相談、貸付相談、ボランティア相談等、相談窓口の広報
- ・ 相談活動と課題の把握
- ・ (強化)関係機関との連携やアウトリーチによるニーズ把握と課題解決の支援
など

●地区社協に期待されること

- ・ 地区社協活動拠点を活用した相談受付
- ・ 区社協との連携
- ・ 地域での居場所づくりの協力
など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉関係団体)

- ・ 当事者グループの運営
- ・ グループへの受け入れ
- ・ ネットワークのための情報提供と共有

(区役所・専門機関等)

- ・ 相談対応時の情報共有
- など

●市社協の役割●

- ・ 福祉ニーズの把握と連携体制の構築
～相談活動における困難事例の収集と生活課題の把握
～専門機関、関係団体等との連携体制の強化

など

第2の柱—(2) 権利擁護の推進

【目標】

- 一人ひとりの尊厳や自己決定が尊重され、地域で安心して生活するための支援体制づくりを進めます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
福祉サービス利用援助事業 (かけはし)の推進	<p>関係機関や団体、住民向けに事業の広報啓発活動を行います。 また、事業のPRや、利用者を支える地域関係者向けの理解・啓発活動を行います。</p> <p>生活支援員の確保に努めます。</p> <p>事業実施にあたっては、市社協や地域関係者との協力体制強化のための調整を行います。</p>	地域包括支援センター等福祉関係団体 区役所(厚生部等) 地区社協 民児協
成年後見事業(こうけん)の推進	<p>事業の実施及び推進については、市社協に協力、あわせて関係者との連携体制を強化し、利用者支援に取り組みます。</p>	地域包括支援センター等福祉関係団体 区役所(厚生部等) 民児協

●中区社協の役割

- 相談受付
 - 福祉サービス利用援助事業への協力
 - 利用者の見守り・支援体制づくり
 - 生活支援員の確保
- など

●地区社協に期待されること

- (新)利用者の見守り、支援への協力

など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉関係機関・団体)

- (新)利用者の見守り、支援への協力
- 成年後見制度の啓発
- 民児協との連携

など

●市社協の役割

- 事業の啓発活動
～講演会や研修会、広報の充実
- 福祉サービス利用援助事業(かけはし)・成年後見事業(こうけん)の推進体制の整備
～区社協や地域関係者、関係団体等との協力体制強化のための総合調整
- ～区社協での福祉サービス利用援助事業の展開についての調査・研究
- ～生活支援員・後見支援員の養成
- ～生活支援員の確保の方法について検討
- ～(新)後見制度推進団体ネットワークひろしま^(※5)との連携

など

第2の柱—(3) 支えあいの輪づくりの支援

【目標】

- ・ 当事者やその家族が自らの課題に向き合い、解決していく力を高められるよう支援を行うとともに、当事者が安心して地域で生活できるように、当事者と地域との相互理解・関係構築を目指します。
- ・ 地域の誰もが、自分のペースや生活環境に合わせて社会参加できるよう、地域と協働した場づくりや関係づくりを検討し推進します。
- ・ 機関・団体が、その特性を活かしつつ、生活課題解決に向けて協働できるネットワークづくりを進めます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
当事者活動の支援		
* 社会参加の促進支援	社会的孤立にある人に、当事者活動やグループについての情報提供等を行い、生きがいづくりや仲間づくりを支援し、社会参加につながる橋渡しを行います。	当事者グループ 作業所 NPO等
* 当事者・家族の組織化支援と主体的活動の協力支援	当事者や家族の活動や仲間づくり、組織化を側面的に支援し、主体的活動への協力支援を行います。 社協で行ってきた既存の行事のあり方について、当事者団体と協議し、方向性や役割を明確にします。	当事者グループ 作業所等
関係機関・団体とのネットワークづくりの推進	社協の連絡調整機能を活かし、さまざまな団体との協働の取り組みをすすめます。 子どもの問題や障がい者の地域生活、一人暮らし高齢者の生活等、対象者や課題に応じた専門機関とのネットワークづくりを行います。 また、これらの課題に対応する会議へ積極的に参加します。	地域包括支援センター 障害者生活支援センター 行政機関 NPO等

●中区社協の役割

- ・ 当事者活動やグループの情報収集と必要に応じた情報提供
- ・ 当事者の行事や活動への支援
- ・ 既存行事のあり方の協議と社協の役割の明確化
- ・ 障害者自立支援協議会地域部会への参加
- ・ 社会的孤立にある人の地域での居場所づくり
など

●地区社協に期待されること

- ・ 相談受付
- ・ 区社協との連携
- ・ 地域での居場所づくりへの協力
など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉関係団体)

- ・ 当事者グループの運営
- ・ グループへの受け入れ

(専門機関)

- ・ 情報交換、情報共有

など

●市社協の役割

- ・ (新)社会的孤立にある人の社会参加の促進支援
- ・ 課題解決に向けたさまざまな機関・団体とのネットワークづくり
～(新)要保護児童対策地域協議会(※6)への参画の調整
～当事者組織・家族会等との連携・活動支援

など



第2の柱—(4) 新たな地域の仕組みづくりの推進

【目標】

- ・ 地域が抱える問題を通して、新たな課題に対応すべき事業の計画や提案を行います。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
(新) 新たな社会的課題への対応		
* 子どもの育ちの支援	地域の中で子どもの健全な発達を支援していくため、子育てサロンや放課後児童の学習支援など、地域の実情に応じた取り組みをすすめていきます。	地区社協 保育園等 区役所 (厚生部等) 福祉施設 教育機関
* 多様な生活課題への対応	多様な生活課題を持つ人への支援として、具体的な事例の積み重ねを通じて、地域の実情に応じた支援を模索していきます。	区役所 (厚生部等) NPO 福祉施設
* 都市部の生活問題への対応	都市中心部で顕著になってきたマンション等集合住宅における孤立高齢者問題等、都市部ならではの今日的課題について情報収集を行い、地区社協とともに取り組める支援についての提案を行い、あわせて他機関との連携をすすめます。	地区社協 区役所 (厚生部、地域 起こし推進課 等) NPO 福祉施設

●中区社協の役割

- ・ 新たな地域課題の情報収集
- ・ 課題別・テーマ別検討委員会への参画
など

●地区社協に期待されること

- ・ 課題別・テーマ別検討委員会への参画
- ・ 情報収集やヒアリングへの協力
など

●関係機関・団体等との連携・協働事項

(福祉施設・団体等)

- ・ 調査・研究の際の情報交換等
など

●市社協の役割

- ・ (新)関係団体へのヒアリング等の情報収集
- ・ (新)課題別・テーマ別検討委員会の設置
- ・ (新)課題別・テーマ別の研修会の実施
- ・ (新)モデル事業の実施、事業化による新たな仕組みづくり
など

21ページ

- (※1) 福祉サービス利用援助事業(かけはし) : 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人とサービス提供の契約を結び、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援、通帳等の預かりや相談を行う事業。広島県下の社会福祉協議会では、「かけはし」の愛称を使っている。
- (※2) 成年後見事業(こうけん) : 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理やサービスの契約などの身上監護を支援する制度。家庭裁判所の選任した後見人等(個人)が支援にあたるが、法人団体が後見を行う場合もある。
広島市社協では、平成23年度から法人としての成年後見事業に着手、福祉サービス利用援助事業の利用者であった方で、被成年後見となられた方を対象に、後見人を受任し、支援を行う。この事業の愛称を「こうけん」としている。
- (※3) 生活支援員: 福祉サービス利用援助事業の実施にあたり、契約・支援計画に基づき利用者を定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れを支援する。区社協会長の推薦により市社協会長が委嘱す

22ページ

- (※4) アウトリーチ: 相談者の来訪を待つのではなく、専門職が積極的に地域に出向き、ニーズの掘り起こし(ケース発見)や情報提供、サービス提供、地域づくりを実施する支援の方法。

23ページ

- (※5) 後見制度推進団体ネットワークひろしま: 成年後見推進団体【広島弁護士会(高齢者・障害者等の権利に関する委員会)・広島司法書士会(成年後見センター・リーガルサポート広島支部)・(社)広島県社会福祉士会(権利擁護センターぱあとなあひろしま)・中国税理士会、広島公証人会、(一社)コスモス成年後見サポートセンター広島県支部、(社福)広島県社会福祉協議会、(社福)広島市社会福祉協議会】の8団体の中で、横断的にネットワークを組みながら、制度利用の課題解決に向けた職能組織。

25ページ

- (※6) 要保護児童対策地域協議会: 児童福祉法に基づき、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見及び適切な保護または支援を図るために設置された組織。広島市では平成20年7月に設置。医師会・弁護士会・国や地方公共団体・民児協及び学校等の団体の代表者で構成される代表者会議や、区を単位として設置される実務者会議、個別ケース会議がある。

第3の柱 『活動をすすめる体制を強化します』

■ キーワード ■ あつめる・高める

(これまでの中区社協の取り組み／第5次計画の総括から)

● 財源確保

社協の賛助会員や寄付金、共同募金等の実績の減少等により、社協の財政運営は厳しい状況におかれています。既存事業の継続も危ぶまれており、新たな財源確保策を検討する時期に来ています。

…そこで、第6次5か年計画では、以下の視点で取り組みを進めます…

■ 視点 ■ ◆ 財源の確保の工夫等により、活動の基盤を整える

第3の柱－(1) 組織・財政の強化

【目標】

- ・ 財源の用途や活動効果をより一層明確にし、区民への理解が得られやすい新たな財源確保の方法を検討し、推進していきます。

活動・事業内容		主な連携機関 団体等
財源の確保		
<p>* 既存財源(賛助会費・寄付金・共同募金等)の強化と有効活用</p>	<p>賛助会費、寄付金、共同募金の納入方法等の検討を行い、協力しやすい方法にします。</p> <p>浄財の用途や実績、効果などをインターネットや広報紙に具体的に掲載し、募集とPRを行います。また、寄附者への表彰制度を検討し、感謝の気持ちが伝わる形を推進します。</p> <p>常にコストを意識し、経費削減や事業の見直しを行い、既存財源の有効活用に努めます。</p>	<p>賛助会員 地区社協 各種関係団体 事業所等</p>
<p>* 新たな財源確保の検討</p>	<p>企業や事業所・商店等の社会貢献活動としての寄付企画及び用途目的を明確にした寄付の提案等について検討していきます。</p>	<p>地区社協 事業所等</p>

●中区社協の役割

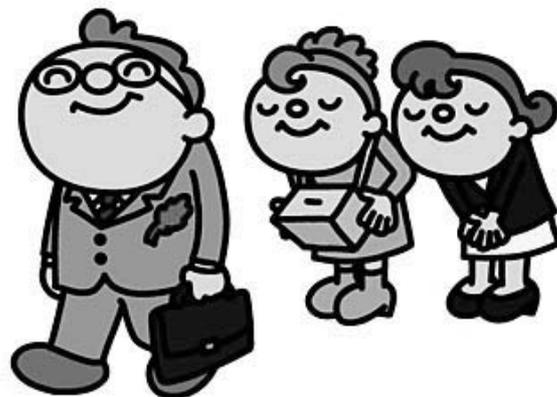
- ・ 財源確保策の検討と対応
～財源の使途説明や協力依頼
（納入方法の種類拡大等）などの広報活動
- ～賛助会費制度の強化検討
- ～企業や事業所・商店等の社会貢献活動としての寄付企画の提案

など

●地区社協に期待されること

- ・ 賛助会員制度の広報拡大
- ・ 地元企業等への働きかけ

など



資 料 編

「地域福祉活動第5次5か年計画」の総括

I. 計画の目標

地域福祉を推進していく上での共通目標として、広島市域の社協（市社協・区社協・地区社協）が、それぞれの役割・機能を分担し、また協働しながら推進することを念頭に、以下の目標、スローガン、計画の柱を設定しました。

1. 計画目標（基本理念）※広島市域社協共通

『地域住民や活動団体と連携・協働し、

住民一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること』

2. 計画のスローガン

『あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち』

3. スローガン実現のための計画の柱

（第1の柱）「安心・安全・こころ豊かに暮らせる地域をつくろう」

（第2の柱）「一人ひとりの暮らしをささえよう」

（第3の柱）「ささえあいの輪を広げよう」

（第4の柱）「活動を支える仕組みを整えます」

II. 計画推進期間中の状況・背景

第5次5か年計画を策定した平成19年度は、家族や地域のつながりの希薄化により様々な社会問題が生じており、社会保障・社会福祉分野では、セーフティネットの再構築や「地域で支える仕組みづくり」などの社会保障制度改革が急がれました。

計画の実施期間(平成20年度～平成24年度)では、策定時には予想していなかった社会情勢の変化がありました。平成20年9月、リーマンショックの打撃により、多くの失業者を生み出しました。こういった情勢下で、生活福祉資金貸付制度は、平成21年10月に大幅な制度改革が行われました。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、市・区社協では、「広島市被災者支援ボランティア本部」を運営し、被災地でのボランティア活動と併せて展開・支援しました。

III. 総括にあたって

● 広島市の事業や行政計画との連携・協働について

広島市が取り組んでいる事業や「地域福祉計画」などの行政計画との連携や協働を意識しながら推進しました。

行政計画で社協の役割が期待されていた、サロンづくりや相談の場づくり、困りごとへの活動づくりなどでは一定の役割を果たした一方、行政のすすめる「災害時要援護者避難支援事業」と「近隣ミニネットワークづくり推進事業」との連携は、役割分担や協力体制の構築が不十分で、課題を残しました。

● 数値目標の設定について

第5次5か年計画では、これまでに行っていなかった数値目標を設定し、より区民の皆様に評価してもらいやすくなるように事業推進に取り組みましたが、平成22年度に行った計画の中間見直し作業においては、「単純に数値が伸びればよいというものではない」といった意見も多数出てきました。

数値目標だけが独り歩きし、事業の中身が伴っていない項目や、かえって成果や課題が分かりづらくなった項目もあり、策定当初に数値目標を設定すべき項目を精査する必要があったとの反省もあります。

ここでは、主な評価指標（目標）と達成状況についてのみ実施状況を示すとともに、数値に表れない「中身」の部分についての到達点や課題に加えて今後の方向性も含めて総括いたしました。

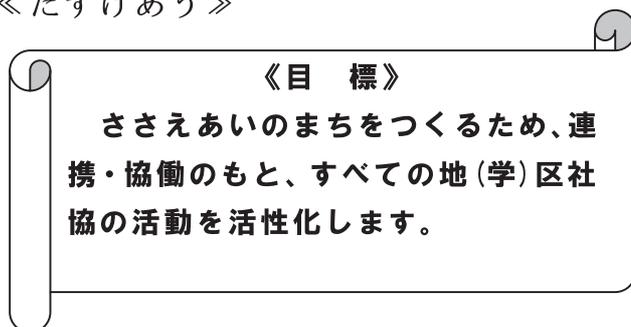
地域福祉活動第5次5か年計画の総括

～ 計画の到達点と課題 ～

【基本目標】

- ▶ 第1の柱 安全・安心・こころ豊かに暮らせる地域をつくろう

【キーワード】 《たすけあう》



【到達点と課題】

(1) 小地域でのつながりを深め福祉活動を進めよう

地区社協単位の取り組みとして、「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」の従来からの活動を継承した3つの事業の連動に重点をおいた「新・福祉のまちづくり総合推進事業」を展開し、地域福祉活動を推進してきましたが、3事業の連動については、それぞれの事業理解が進んでいない部分もあり、上手く連動出来たとは言えない状況となりました。

「近隣ミニネットワークづくり推進事業」については、長年にわたって取り組まれているにも関わらず、個人情報保護法施行後に生じた過剰な対応や、事業理解が進んでいない等の要因により、取り組みの形骸化も見受けられました。東日本大震災後にあらためて重要性が再認識された地域のつながりづくりや、社会問題となっている孤立死などの防止のため、今後、この活動に寄せられる期待は増すばかりです。今後は事業の原点に立ち戻り、目的や手法について誰もが分かりやすく、取り組みやすいものに再構築することが課題となっています。

「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」については、集会所等の気軽に集まれる場所がない、担い手がない等の理由により、当初の数値目標ほどにはサロンが増えませんでした。少しずつ各地区で事業が浸透してきており、地域の方のいこいの場として定着してきています。社協の事業として分かりやすく、取り組みやすい活動として喜ばれている一方で、担い手の高齢化や疲弊等により閉鎖になるサロンが出てくるなど、運営面での課題も見えてきています。

「地区ボランティアバンク活動推進事業」では、数値としては目標を大きく達成しているものの、定例の行事支援や児童の見守り活動などに携わるボランティアが多く、個別支援を行うボランティアの調整・育成については、取り組みが進んでいない現状があります。今後は、区社協のボランティアセンターとの連携を更に深め、地区社協活動拠点等を活かしたボランティアの発掘・登録及び受給調整の体制を整えることで、

地域の支え合い活動を、目に見える活動として推進していく必要があります。

「福祉のまちづくりプラン策定事業」では、当初の目標であった全地区の策定には至りませんでした。現在策定中を含めれば全地区が策定に着手し、わが町の将来構想について、検討を進めることが出来ました。まちづくりプランの策定に関しては、地区社協役員内部でも社協のことをより良く知ることが出来た、地区社協の目標が明らかになった等の声もあがり、活動強化のきっかけとして大きな成果をあげました。第2次プランの策定に着手する地区も出てきており、今後も地区社協にとって重要な事業として推進していきます。

「地区社協活動の拠点づくり」では、平成23年度と24年度に実施された国庫補助事業である「地域支え合い体制づくり事業」の助成金を活用するなどして、拠点整備の機運が一気に高まり、目標の全地区までには届きませんでした。12地区の社協で活動拠点を整備することが出来ました。今後は、残りの2地区の拠点整備に向けて行政等の関係機関を含めてさらに検討を重ねることと、既に整備を進めてきた活動拠点については、一層の活用促進に向けた取り組みを進めます。

施設との協働については、地域包括支援センターと地区社協の連携協力については徐々に進んできていますが、それ以外の施設等については、地区社協等と具体的な活動連携を行うことが出来ませんでした。NPOの組織化支援についても、想定されたような具体的な動きに繋がらず、情報提供程度に留まりました。

近年、「地域に開かれた施設」を目標に掲げる福祉施設も多く、今後、地区社協等とどのような連携が可能なのか、検討する必要があります。

基町地区社協を指定し、3年間のモデル事業で実施した、「高齢者見守り体制づくりモデル事業」については、その取り組みを広島市が「高齢者に対する地域での見守り体制のあり方」として冊子やDVDにまとめられ、見守り活動のモデルとして紹介されるなど、市域全体に波及することとなりました。

(2) 安全・安心に暮らせる地域をつくるために連携していこう

「地域での要援護者支援のためのネットワークづくり」では、地区社協が推進する「近隣ミニネットワークづくり推進事業」と中区行政が実施する「中区災害時要援護者避難支援ネットワーク事業」との事業混同や、個人情報取り扱いに関する混乱により、当初期待された相乗効果を上げることが出来ませんでした。今後は両事業の目的趣旨と、関係性をより明確にし、見守り活動をより重層的なものにしていく必要があります。

「災害時ボランティアネットワーク活動への参画」「区災害ボランティア活動支援体制づくり」については、この間、中区内で大きな災害が発生することはありませんでしたが、東日本大震災では、発生直後に現地社協に職員を派遣し、ボランティア調整等の業務を担うことで、現地の復興支援のため尽力しました。今後についても、市区社協で作成した「区災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」と実際の被災地での活動経験等を活かし、いつ災害が発生しても迅速に対応できるよう体制整備に努めます。

「まち点検・地域の安全マップづくり」については、自主防災会を中心に地域のハザードマップの作成・更新に努めました。「まち点検」については、福祉のまちづくりプラン策定の取り組みの中で実施された地区社協もありましたが、全地区での実施とはなりません。まち点検やマップづくりは、常に最新の情報にしておくことが必要となりますので、定期的な更新作業が必要と言えます。

(3) 高齢の人や障害のある人たちの活動を支援しよう

「文化・スポーツ活動の支援」として、「障がい児土曜教室」では、ボランティアと一緒にレクリエーションや工作等を実施する中で、障がい児やその親たちの仲間づくりを支援しました。「在宅障がい青年のつどい（季節行事等）」では引き続いて、主に勤労している障がい者の仲間づくりのためのバスハイクや季節行事を実施しました。

作業所連絡会とともに推進した事業では、中区スポーツセンターでの交流会や、県立もみのき森林公園での雪あそび等により、作業所間の交流を深めるための支援を行いました。また作業所イベント等の支援については、本会ホームページや広報紙でのPR、またボランティア派遣などに努めました。

「地域の各種行事・活動への参加促進」については、項目が町内会活動にまで踏み込んだものであり、働きかけが難しく、取り組みが進みませんでした。今後はより具体的な提案内容と地域の理解促進が必要となります。

(4) 専門職や行政の力を活用しよう

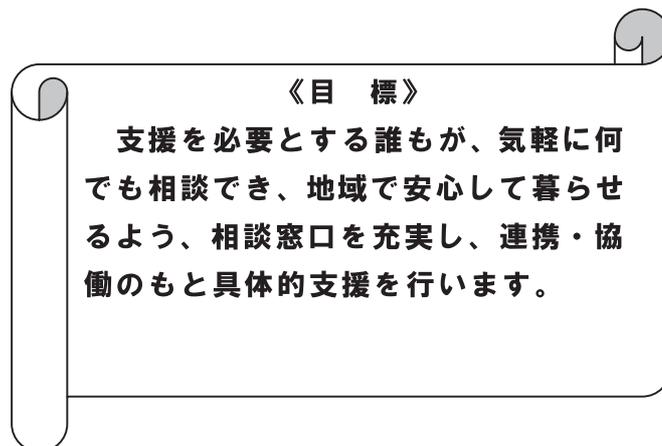
地区社協のふれあいいきいきサロンや、地区社協の研修会においては、行政の出前講座や、地域包括支援センターなどによる福祉の講座など、積極的な専門家の活用が定着してきました。今後は、具体的な課題解決や、ケース検討の際に専門家に同席していただく動きを浸透させ、状況に応じて上手く活用することも考えられます。

〈主な評価指標（目標）と達成状況〉

・地区社協活動拠点の整備状況 設定目標 5箇所(36%)⇒14箇所(100%)	達成状況 12箇所(86%)
・福祉のまちづくりプランの策定状況 設定目標 8地区(57%)⇒14地区(100%)	達成状況 14地区(100%) ※ただし策定中を含む。
・近隣ミニネットワークの設置数 設定目標 678ネット⇒1,010ネット	達成状況 536ネット(H23年度末)
・ふれあい・いきいきサロンの設置数 設定目標 61サロン⇒109サロン	達成状況 56サロン(H23年度末)
・地区ボランティアバンクの登録者数 設定目標 958人⇒784人	達成状況 1,277人(H23年度末)

▶ 第2の柱 一人ひとりの暮らしをささえよう

【キーワード】 《ささえる》



【到達点と課題】

(1) 社会的支援を必要とする人たちを支援し、関係機関と連携しよう

ひとり親世帯への取り組みについては、引き続き中区母子寡婦福祉会と共催でバスハイク等の行事支援を中心に連携を図り、仲間づくりの推進支援を行いました。

また、在宅介護者についても、中区認知症の人と家族の会や行政と協力して、相談体制の強化や仲間づくりを進めました。その他、相談者に応じて、積極的に当事者組織につなげるための情報提供等を行いました。

福祉サービス利用援助事業の推進については、平成20年度から本会に設置された総合相談員（当時：トータルコーディネーター）が市社協の専門員の補助的な役割を担い、8区の中でもとりわけ相談件数が多く、本会の総合相談支援体制の中心を担ってきました。

生活支援員の確保については、利用件数の増加に合わせて、増員を図り、ほぼ当初の目標どおりの人員を確保し、活動していただいています。

「関係機関・団体とのネットワークづくり」については、中区厚生部が毎月開催する地域ケア会議への定例参加や、隔月開催の広島市障害者自立支援協議会中区地域部会への出席等をとおして、現状認識を深め、関係機関との情報交換や課題共有に努めました。

(2) 日常生活の相談援助機能を強化しよう

平成20年度から本会に設置された総合相談員（当時：トータルコーディネーター）が相談者の状況に応じて、自宅訪問や弁護士・司法書士等の専門家の派遣を行いながら相談者の地域生活を支援する取り組みを進めてきました。しかしながら、総合相談員が嘱託職員であることから、勤務時間の制限や、福祉サービス利用援助事業の業務量が多いことなどから、相談支援活動が十分に行いきれない現状もあり、今後は正規職員化も視野に入れつつ、総合相談員が担うべき業務自体についての整理が行われる予定です。

「生活支援のための生活一時資金貸付等、生活自立のための生活福祉資金等貸付事業の活用推進」では、平成21年10月に生活福祉資金の大幅な制度改正が実施されたことから、相談件数・貸付件数ともに飛躍的な伸びを見せ、制度改正当初ほどの相談は、現在はありませんが、職員は、借受者の償還対応等に多くの時間を取られ、他業務に大きな支障が出ている状況は変わりません。体制的にも現状では借受者が生活自立にいたるまでの支援を行うことは不可能な状況で、単純に貸付と償還指導事務のみを行っているのが現状と言えます。今後の社会情勢の変化によっては、再び相談件数が爆発的に増えることも想定され、この事業自体の抜本的な見直しが必要と言えます。

また、これらの相談の充実のため、相談援助技術の向上を目的とした、市社協や県社協が実施する専門的な職員研修に積極的に参加しました。

(3) 社会参加(外出・移動)を支援しよう

障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業を広島市から引き続き受託し、社会参加に支援が必要な障がい児・者にガイドヘルパーの利用を促し、必要に応じてヘルパーの紹介・調整を行いました。また、ヘルパーの研修等を行う中で、障がい児・者理解の更なる促進に努めました。

区社協本部での一時的に車いすが必要となった方の日常生活や社会参加を支援する“車いす貸出事業”の継続実施と合わせて進めてきた、地区社協の活動拠点における車いす配置については、12地区への配備が進み、より区民の身近な場所での車いす貸出が可能となりました。

〈主な評価指標(目標)と達成状況〉

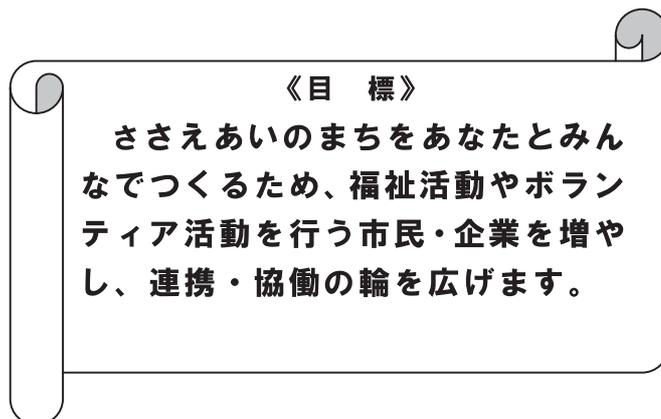
- ・ トータルコーディネーターの配置
設定目標 職員を配置
達成状況 職員設置済

- ・ 福祉サービス利用援助事業
設定目標 生活支援員の配置 16人⇒26人
達成状況 24人 平成23年度末



▶ 第3の柱 ささえあいの輪を広げよう

【キーワード】 《ひろめる》



【到達点と課題】

(1) 福祉学習を進めよう

「福祉教育の推進」では、引き続き小中学校を中心に“やさしさ発見プログラム”の実施調整に丁寧に関わり、事業の普及拡大に努めました。一方で、地区社協等の実施については、十分な支援を行うことができませんでした。

今後は、市・区社協で一体となり、福祉体験学習サポーターの人材発掘・養成や、特に地区社協向けに効果的なプログラムの開発について、さらに力を入れていく必要があります。

「研修・学習の場づくり」としては、市社協主催の「地区社協役員実践講座」や、地区ボランティアバンクのコーディネーター養成研修など、区社協主催では、「つどいの場づくり講座」といった、より具体的な活動場面で活かせる講座の開催を心がけ、実施しました。ボランティア・市民福祉講座（研修）の実施として、社会的援助を必要とする人たち（精神障がい者やホームレス等）への理解講座等の開催については、単なる講座開催で終わらせないための受け入れ体制づくり等が進まず、実施に至りませんでした。

(2) 福祉情報を広めよう

「福祉情報収集・提供機能の強化」では、区社協のホームページを開設し、タイムリーな情報提供に努めました。また、地区社協紹介のページも増設し、地域情報発信の一翼を担いました。これまでどおり、広報紙「まちづくり」を地区社協、町内会の協力により定期発行し、区内の福祉情報を広めました。これ以外にも、引き続きボランティア向けや、介護者向けの情報紙などを定期発行し、情報発信に努めました。

「さまざまな媒体の活用による広報啓発の推進」では、ガイドブックの作成や、マスメディア、フリーペーパー等の活用による福祉啓発活動を推進することとしていましたが、具体的な取り組みを進めることが出来ませんでした。今後は区民への情報発信について、電子媒体等を含めて、さまざまな広報媒体の特性を生かしながら、必要な

情報を、必要な人にお届けすることが出来るよう、費用対効果も勘案しつつ検討していきます。

(3) 支えあい活動を広めよう

各種ボランティアの入門講座については、より具体的に実際の活動場面を想定したものを開催することに努め、ボランティア参加者の拡大と定着が進みました。とりわけ、グループホーム等の施設ボランティアの育成については、受入側の複数の施設との連絡会を開催するなど、ボランティアと受入施設の活動調整を図り、双方がボランティア活動と施設の理解を深めることが出来ました。また、既存のボランティア活動者に対しても、ステップアップ研修や、他のボランティア活動を知ることで、自身の活動に活かしていただく研修会を推進しました。

職員については、コーディネーター養成講座等の研修会への出席や、市区社協の担当者会議での事例検討などを通じて研鑽を深めました。

福祉やボランティア活動についての理解と参加促進のための「なかくボランティアまつり」及び「福祉フォーラム」を継続して開催し、多くの区民の方にボランティア、地域活動への参加のきっかけとなるよう、場の提供を行いました。

(4) さまざまな団体とつながろう

有償サービス団体や、子育て支援サークル、NPO団体等との連携については、積極的な取り組みを行うことが出来ませんでした。

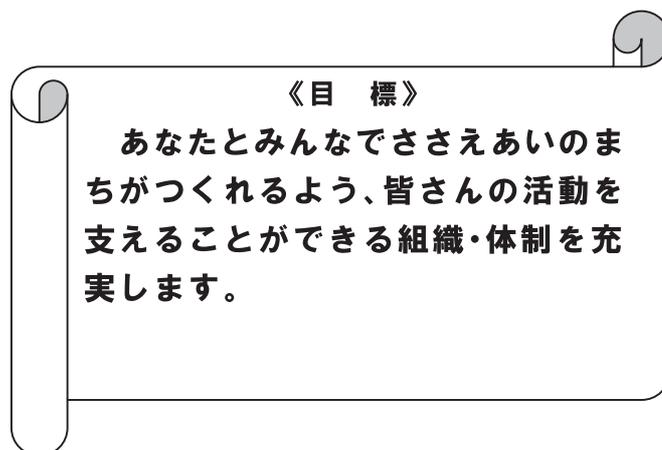
当事者団体やボランティアグループのネットワークづくりについては、引き続きボランティアグループ連絡会の支援に努め、研修会や交流会など、自主的な自己研鑽の場づくりを後押ししました。また、個人登録ボランティアの見識を深めるためのつどいの場として、ボランティアサロン「和会」を開催し、ゆるやかな組織化づくりを行いました。

〈主な評価指標（目標）と達成状況〉

- ・やさしさ発見プログラム事業の実施件数
設定目標 地区社協での実施 14 地区 **(100%)**
達成状況 地区社協での実施 1 地区 (7%)
- ・福祉教育 教員等指導者研修終了校数
設定目標 **(80.2%)**
達成状況 6 校 / 23 校 (26.1%)

▶ 第4の柱 活動をささえる仕組みを整えます

【キーワード】 《ととのえる》



【到達点と課題】

(1) 拠点整備・活動財源の確保に努めます

中区地域福祉センターの管理者として平成22年度から引き続き4か年の指定管理を受け、活動拠点の確保・充実を図りました。

財源については、長らく続く不況の影響もあり、賛助会員や寄付金等の拡大に向けての積極的な動きを取りづらいつながり状況が続き、平成21年度には、今後の財源不足を補うため、今井廣福祉活動振興基金の取り崩しもやむなしとの決定もなされましたが、その後の事業費・事務費の経費削減等により、基金取り崩しの状況は免れています。しかしながら、抜本的な財源確保に向けての動きがないかぎり、予断を許さない状況にあると言えます。

共同募金運動についても、募金実績が右肩下がりの状況が続き、連動して地区社協への助成金が減額となるなど、地域福祉の増進に影響が出ています。これまで以上に募金を促す何らかの工夫・取組みが必要と言えます。

「寄付金ほか活動財源の確保」については、本会広報紙やホームページへの広告導入による掲載料収入の検討を行うこととしていましたが、市社協も費用対効果等を検討し、導入を断念したことから、本会としても実施を見送りましたが、引き続き検討が必要と言えます。

(2) 事務局体制の整備・強化に努めます

この間、社協職員の世代交代が進み、経験が十分でない職員も増えてきましたが、日常的な職場内研修を充実させることで、職員のスキルアップに努めました。加えて、積極的に地域の方々やボランティアと一緒に活動を進めることで、資質の向上を図ることが出来ました。

災害時の活動体制の整備としては、指定管理施設の緊急時マニュアルを整備し、避難

訓練等にも積極的に取り組みました。引き続き、社協組織及び職員一人一人が災害時に備える必要があります。

(3) 組織構成を改善・整備し、効率的事業展開に努めます

委員会活動については、5つの各委員会で分野別の課題を検討することが十分に行うことが出来ず、平成23年度には、「地域福祉」と「相談援助」の2つの委員会を廃止し、3つの委員会に集約し、諮問機関としての委員会の機能と役割をより明確にすることとしました。

指定管理制度のもと、吉島老人いこいの家の管理運営を行っていましたが、光熱水費や修繕経費等が膨らみ赤字が続いていたことから、平成21年度末で管理運営業務から撤退いたしました。中区地域福祉センターについては、引き続き管理運営を行っておりますが、立地条件が良いことから、行政や広域団体の利用が非常に多く、今後は、中区民が福祉活動の拠点として気軽に利用できるような管理運営の検討も必要と考えます。

〈主な評価指標（目標）と達成状況〉

- ・ 賛助会員、（加入口数）
 当時 2,852,000 円（948 口数）平成19年度
 現在 2,623,186 円（873 口数）平成23年度

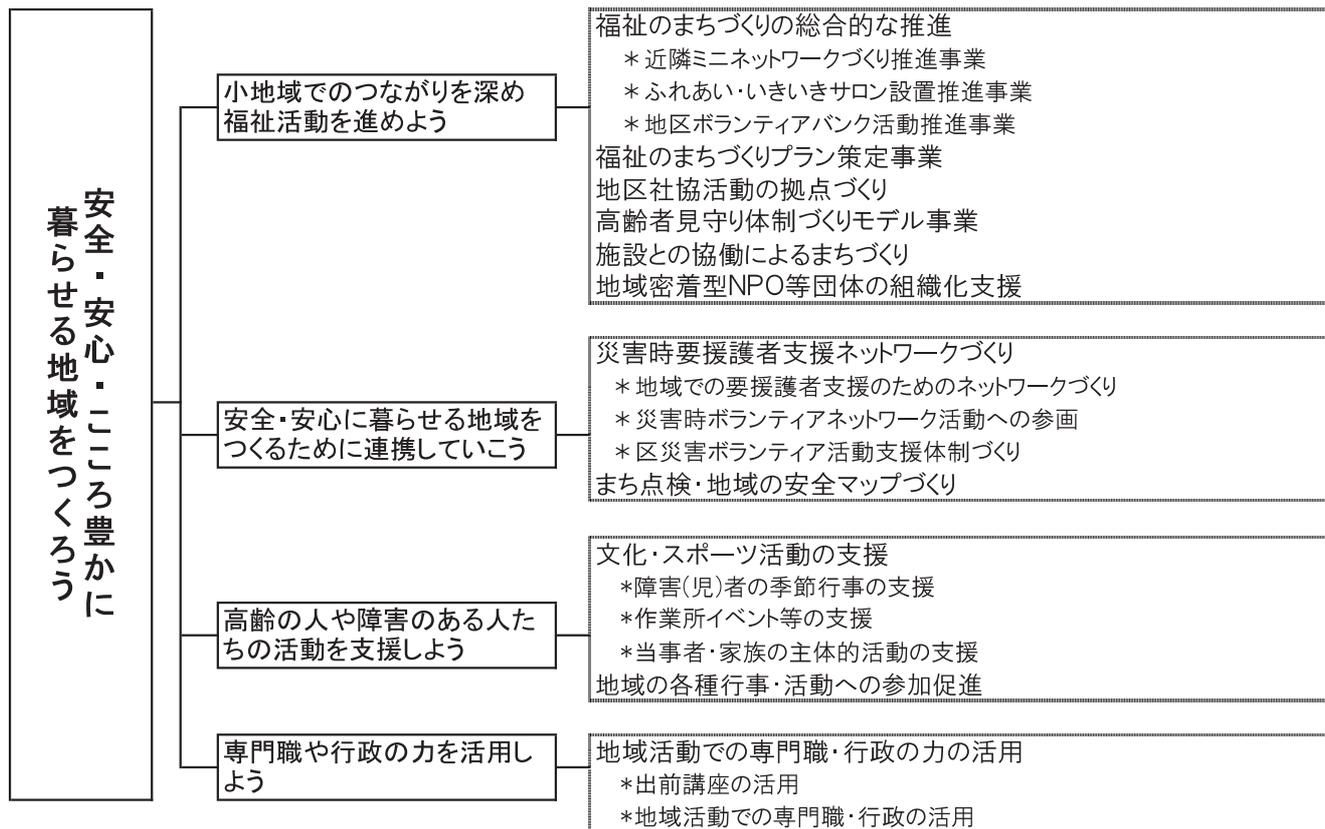
計画のスローガン(目標) あなたとつくる みんなでつくる ささえあいのまち

目標に向かって進めていく4つの柱

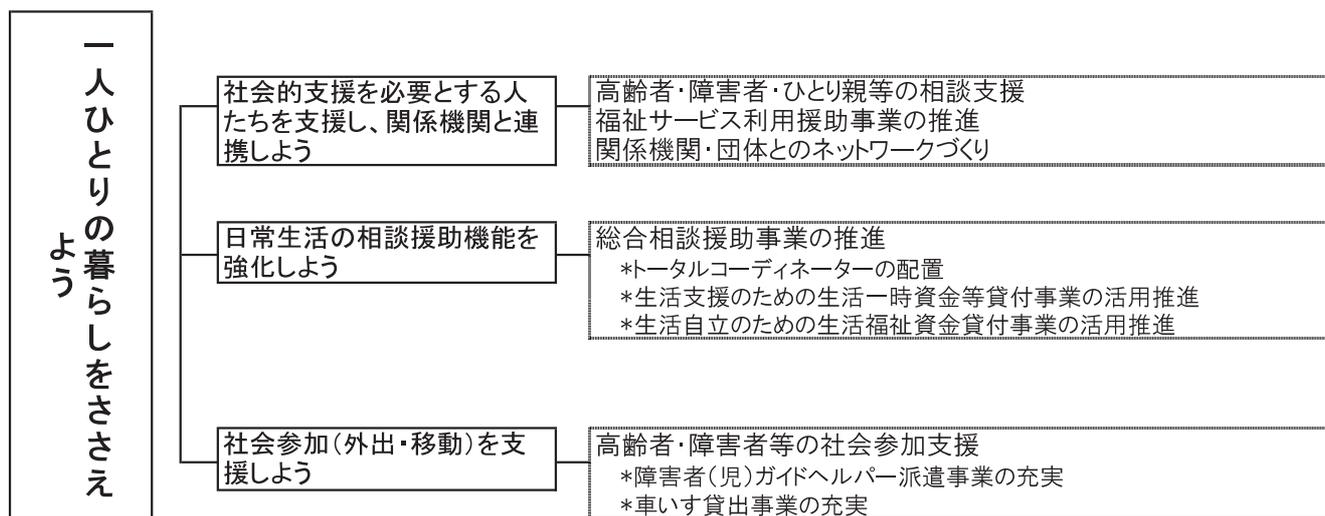
進めていくこと

具体的な取り組み

《たすけあう》 第1の柱



《ささえる》 第2の柱



目標に向かって進めていく4つの柱

進めていくこと

具体的な取り組み

《ひろめる》

第3の柱

さ
さ
え
あ
い
の
輪
を
広
げ
よ
う

福祉学習をすすめよう

福祉教育の推進

- *体験!発見!!!ほっとけん!!!やさしさ発見プログラム事業の普及
- *福祉体験学習サポーターの人材発掘・養成・紹介
- *ボランティア情報センターとの連携

研修・学習の場づくり

- *地区社協関係者研修の実施
- *ボランティア・市民福祉講座(研修)の実施

福祉情報を広めよう

福祉情報収集・提供機能の強化

- *ホームページの充実・強化
- *広報紙の発行
- *さまざまな媒体の活用による広報啓発の推進

支えあい活動を広めよう

ボランティア活動の推進(発掘・養成)

- *さまざまな課題・階層別ボランティアの養成
 - *さまざまな機関・団体のコーディネーター(調整役)の養成
- 福祉イベントの企画・実施

さまざまな団体とつながろう

- 当事者団体・ボランティアグループのネットワークづくり
- さまざまな活動主体とのネットワークづくり

《ととのえる》

第4の柱

え
活
動
を
支
え
る
仕
組
み
を
整
え
ま
す

拠点整備・活動財源の確保に努めます

- 賛助会員拡大の取り組み強化
- 共同募金運動の取り組み強化
- 寄付金他活動財源の確保

事務局体制の整備・強化に努めます

- 事務局体制の整備
- 災害時の活動体制の整備

組織構成を改善・整備し、効率的事業展開に努めます

- 組織構成の改善・整備

統 計 資 料

広島市・区の将来人口推計(3区分)

(広島市)

広島市	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	1,154,391	1,159,244	1,153,023	1,136,931	1,112,223	1,080,370	1,041,721
総人口指数	100.0	100.4	99.9	98.5	96.3	93.6	90.2
0～14歳	14.8	14.0	12.8	11.5	10.6	10.2	10.0
15～64歳	68.2	65.6	62.5	61.4	60.9	59.8	57.8
65歳以上	17.0	20.4	24.7	27.1	28.5	30.0	32.2
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.4	11.1	13.6	17.0	18.4	19.0

(広島市8区)

中区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	127,763	125,663	122,844	119,211	114,824	109,700	103,832
総人口指数	100.0	98.4	96.1	93.3	89.9	85.9	81.3
年少人口割合(%)	10.6	9.9	9.2	8.2	7.5	7.2	6.9
生産年齢人口割合(%)	70.0	67.9	64.7	63.5	62.7	61.4	59.2
老年人口割合(%)	19.4	22.1	26.1	28.3	29.8	31.4	33.9
75歳以上人口割合(%)	9.2	11.0	12.5	14.5	17.6	19.2	20.0

東区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	121,222	118,453	115,010	110,572	105,462	99,900	93,862
総人口指数	100.0	97.7	94.9	91.2	87.0	82.4	77.4
年少人口割合(%)	15.4	14.1	12.5	11.1	10.1	9.7	9.5
生産年齢人口割合(%)	66.8	64.1	61.1	59.6	58.5	56.5	54.2
老年人口割合(%)	17.8	21.8	26.4	29.3	31.4	33.8	36.3
75歳以上人口割合(%)	8.0	10.2	12.4	15.3	19.0	20.8	22.0

南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	137,874	138,545	137,846	136,045	133,316	129,795	125,416
総人口指数	100.0	100.5	100.0	98.7	96.7	94.1	91.0
年少人口割合(%)	13.5	12.8	11.7	10.6	9.8	9.4	9.2
生産年齢人口割合(%)	68.1	66.3	63.9	63.5	63.2	62.1	60.1
老年人口割合(%)	18.4	20.9	24.3	25.9	27.0	28.4	30.7
75歳以上人口割合(%)	8.5	10.1	11.4	13.2	15.8	16.8	17.3

西区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	184,795	187,684	188,287	187,263	184,857	181,240	176,320
総人口指数	100.0	101.6	101.9	101.3	100.0	98.1	95.4
年少人口割合(%)	14.8	14.4	13.3	11.9	11.0	10.5	10.2
生産年齢人口割合(%)	69.0	66.8	64.2	63.4	62.9	61.5	59.3
老年人口割合(%)	16.2	18.8	22.5	24.7	26.2	28.1	30.6
75歳以上人口割合(%)	7.3	8.9	10.3	12.2	15.0	16.5	17.2

安佐南区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	219,343	230,521	238,095	243,519	246,894	248,602	248,911
総人口指数	100.0	105.1	108.5	111.0	112.6	113.3	113.5
年少人口割合(%)	17.4	17.4	16.2	14.7	13.7	13.2	13.0
生産年齢人口割合(%)	68.5	65.5	63.2	63.3	63.7	63.2	61.2
老年人口割合(%)	14.2	17.1	20.6	22.0	22.7	23.6	25.9
75歳以上人口割合(%)	5.9	7.2	8.9	11.1	13.6	14.2	14.2

安佐北区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	152,716	148,402	143,348	137,038	129,596	121,224	112,069
総人口指数	100.0	97.2	93.9	89.7	84.9	79.4	73.4
年少人口割合(%)	14.5	12.9	11.1	9.8	9.0	8.6	8.4
生産年齢人口割合(%)	66.8	63.2	58.4	55.6	54.0	52.9	51.6
老年人口割合(%)	18.7	24.0	30.5	34.7	37.0	38.5	40.1
75歳以上人口割合(%)	8.3	10.5	13.0	17.0	22.4	25.2	26.0

安芸区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	76,656	77,175	76,902	75,852	74,159	72,014	69,522
総人口指数	100.0	100.7	100.3	99.0	96.7	93.9	90.7
年少人口割合(%)	15.7	14.8	13.3	12.0	11.1	10.7	10.6
生産年齢人口割合(%)	67.2	64.5	61.6	61.2	61.2	60.1	58.0
老年人口割合(%)	17.1	20.8	25.0	26.9	27.7	29.1	31.4
75歳以上人口割合(%)	7.2	9.0	11.2	14.0	17.1	18.1	18.1

佐伯区	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
合計(人)	134,022	132,800	130,692	127,431	123,115	117,894	111,791
総人口指数	100.0	99.1	97.5	95.1	91.9	88.0	83.4
年少人口割合(%)	15.1	13.6	12.1	10.6	9.6	9.2	8.8
生産年齢人口割合(%)	68.4	65.7	61.6	59.0	57.1	55.2	53.5
老年人口割合(%)	16.5	20.8	26.4	30.5	33.3	35.6	37.7
75歳以上人口割合(%)	7.6	9.6	11.7	15.1	19.6	22.7	24.3

国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口(平成20年12月推計)
市町村別男女5歳階級別データ

広島市町内会・自治会加入率

広島市	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	70.8%	69.2%	68.0%	66.9%	66.4%	65.6%	64.9%	64.0%
全世帯数	499,266	506,431	511,898	517,860	522,710	526,552	530,750	534,915
加入世帯数	353,595	350,609	348,166	346,525	347,221	345,200	344,259	342,201

中区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	62.8%	62.0%	61.6%	59.3%	59.5%	57.7%	57.5%	56.5%
全世帯数	67,002	67,863	68,525	69,077	69,654	70,078	70,429	70,719
加入世帯数	42,072	42,050	42,194	40,985	41,473	40,432	40,486	39,935

東区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	71.1%	70.5%	69.5%	68.7%	67.8%	66.4%	65.9%	65.8%
全世帯数	52,210	52,445	52,628	53,044	53,421	53,875	54,272	54,797
加入世帯数	37,122	36,967	36,584	36,440	36,238	35,786	35,747	36,045

南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	69.3%	67.3%	65.4%	64.8%	64.8%	64.4%	63.8%	63.0%
全世帯数	64,558	65,538	66,084	66,429	66,526	66,683	66,987	67,420
加入世帯数	44,729	44,097	43,231	43,042	43,125	42,920	42,762	42,442

西区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	77.0%	74.5%	73.5%	72.6%	71.7%	71.0%	69.7%	67.9%
全世帯数	83,867	85,026	85,879	86,664	87,314	87,811	88,695	89,262
加入世帯数	64,556	63,362	63,129	62,896	62,590	62,370	61,811	60,640

安佐南区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	61.2%	60.1%	59.2%	58.2%	57.7%	57.1%	56.6%	55.9%
全世帯数	87,134	88,940	90,415	92,239	93,976	95,215	96,353	97,516
加入世帯数	53,311	53,464	53,554	53,653	54,213	54,353	54,508	54,516

安佐北区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	78.9%	78.4%	76.6%	75.8%	75.2%	74.6%	74.0%	73.4%
全世帯数	61,040	61,490	61,838	62,557	63,047	63,467	63,894	64,312
加入世帯数	48,159	48,190	47,377	47,425	47,420	47,370	47,284	47,179

安芸区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.1%	74.4%	71.9%	71.1%	70.8%	70.3%	69.4%	69.0%
全世帯数	30,765	31,527	32,217	32,879	33,150	33,338	33,601	33,857
加入世帯数	23,410	23,470	23,160	23,368	23,473	23,420	23,326	23,374

佐伯区	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
加入率	76.4%	72.8%	71.7%	70.4%	69.6%	68.7%	67.8%	66.8%
全世帯数	52,690	53,602	54,312	54,971	55,622	56,085	56,519	57,032
加入世帯数	40,236	39,009	38,937	38,716	38,689	38,549	38,335	38,070

※ 加入率(各年7月1日現在)

※ 平成17年度の東区及び安佐北区については、平成18年3月1日現在の数値。

※ 平成18年度は平成18年9月1日現在(安佐北区については、12月1日現在)の数値。

広島市域の地域概況

【社協便覧2012(平成24)年度版(広島県社会福祉協議会発行)より抜粋】

	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計	備考
人口	126,608	122,074	138,259	186,836	234,188	152,974	80,543	136,452	1,177,934	
世帯数	70,188	54,475	66,690	88,708	96,891	64,070	33,683	56,757	531,462	
高齢者	27,374	25,970	28,944	35,171	40,617	37,646	16,850	27,763	240,335	
高齢者率	21.62%	21.27%	20.93%	18.82%	17.34%	24.61%	20.92%	20.35%	20.40%	
要介護認定者	5,878	5,253	6,070	7,294	7,248	7,575	3,016	4,990	47,324	
要介護認定者率	21.47%	20.23%	20.97%	20.74%	17.84%	20.12%	17.90%	17.97%	18.87%	
身体障害者手帳所持者	4,790	4,461	5,517	6,256	6,732	6,020	2,889	4,569	41,234	
重度	2,092	2,016	2,424	2,711	3,058	2,534	1,228	1,959	18,022	
療育手帳所持者	768	813	936	1,035	1,256	1,088	526	808	7,230	
ひとり親世帯	1,988	1,746	1,784	2,579	3,039	2,094	943	1,780	15,953	
児童	16,550	21,195	22,318	31,818	49,150	24,623	14,668	23,720	204,042	
被保護者世帯	4,681	2,204	3,200	3,266	1,904	1,426	844	1,295	18,820	
生活福祉資金利用者	316	157	201	312	172	230	61	153	1,602	

参考資料

○意見聴取のために実施したアンケート用紙及び集計結果

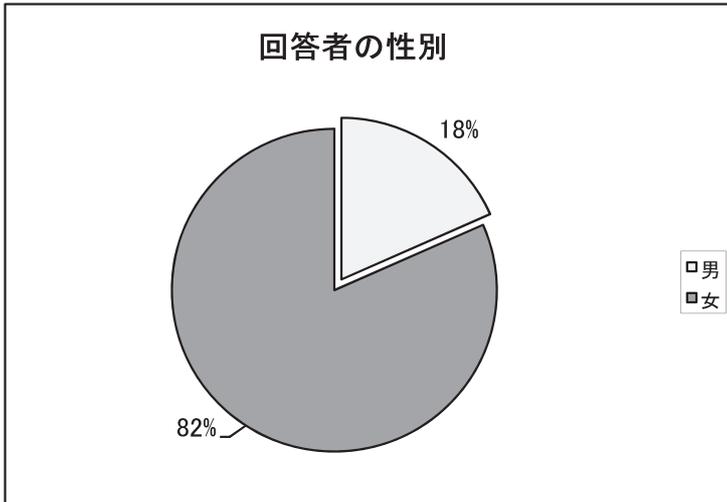
調査日時：平成24年10月27日（土）
調査場所：第16回なかくボランティアまつり会場にて
（広島市中区大手町四丁目1番1号大手町平和ビル5階中区地域福祉センター）
調査対象：ボランティアまつり来場者50名（無作為抽出）
調査方法：面前記入

○社協・生活支援活動強化方針―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―（平成24年10月29日 全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会策定）より抜粋資料

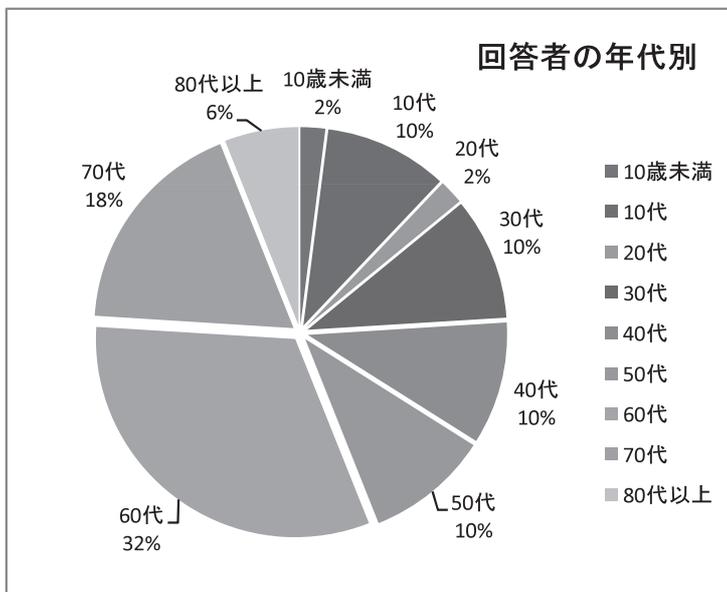
福祉に関するアンケート(計画策定)回答状況

アンケート回答協力者50名

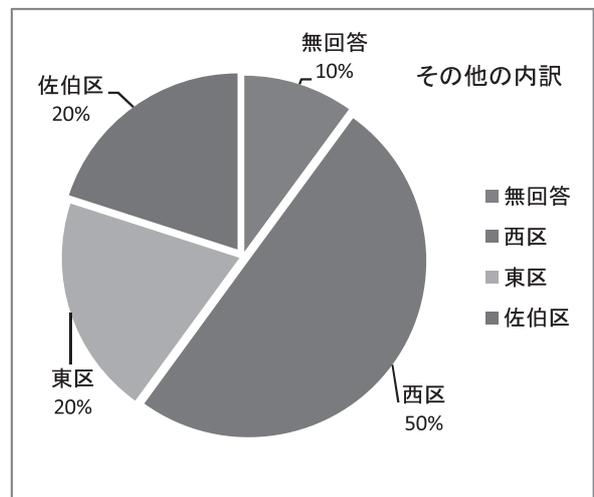
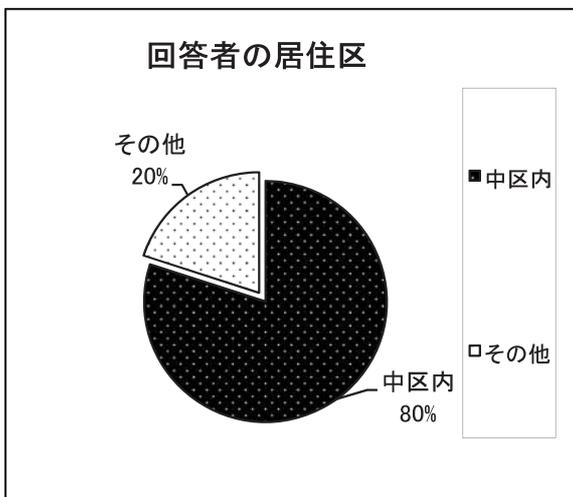
問1



問2



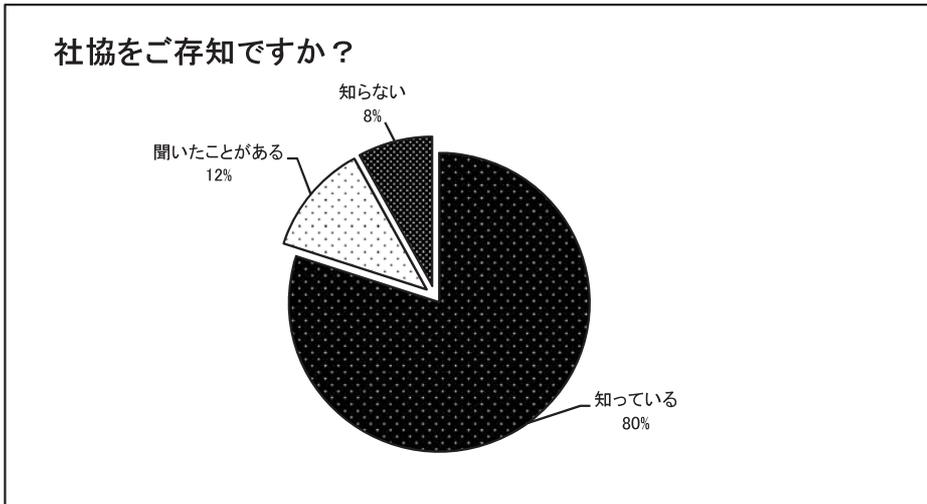
問3



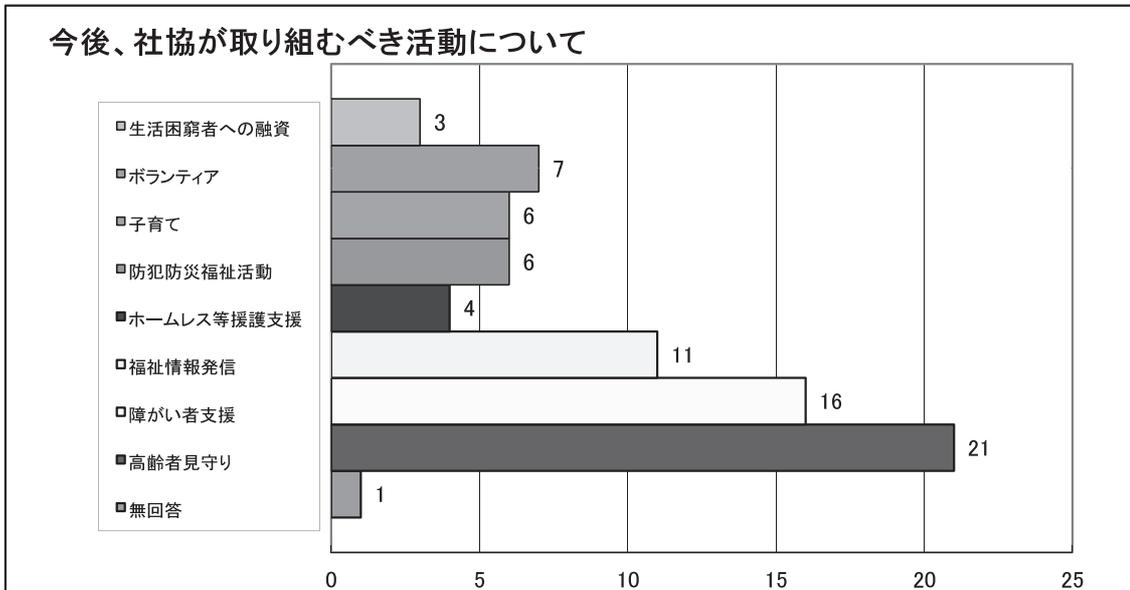
福祉に関するアンケート(計画策定)回答状況

アンケート回答協力者50名

問4



問5



問6

その他、ご意見・ご要望 (一部抜粋)	
1	子育て、障害者にも力を入れて取り組んでいただきたい。(70代女性)
2	町内会の回覧等で貴会のお知らせはありますが、あまり参加されていないのが残念です。(60代女性)
3	もっと気楽に来てみたい。(60代女性)
4	孤独な人が多いので福祉の方ががんばって下さい。(70代女性)

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた 行動宣言

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組めます。

（あらゆる生活課題への対応）

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組めます。

（相談・支援体制の強化）

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

（アウトリーチの徹底）

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組めます。

（地域のつながりの再構築）

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

（行政とのパートナーシップ）

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組めます。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けたアクションプラン(総括版)

あらゆる生活課題への対応

ステップ①

*「ステップ②」の実施に向けて当面行う必要のある取り組み

1. 行動宣言の社協役員への周知と取り組みに向けた役職員の意識改革
2. 地域における多様な生活課題に対応する社会資源の把握及び連携の場づくり
3. 深刻な生活課題の解決や孤立防止にむけたプロジェクトや制度外サービスへの対応事例の蓄積

ステップ②

* 行動宣言の具体化するうえで取り組みが求められる事業

1. 経済的困窮者等の支援など深刻な生活課題の解決に向けた地域関係機関のネットワーク(プラットフォーム)の形成
2. 多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
3. 経済的困窮者等への緊急的なサービスの開発・実施
4. 地域住民・民生委員・児童委員・社会福祉施設等の専門機関、ボランティア・NPO団体等のほか、ハローワークや教育機関などとの連携による経済的困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施
5. 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応

相談・支援体制の強化

1. 「総合相談事業」「心配ごと相談事業」「ボランティア相談」などの相談活動の周知及び体制整備
2. 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業などを通じた深刻な生活課題を抱える方への支援の蓄積・強化
3. 各部署を横断するケース検討会の開催の定例化

アウトリーチの徹底

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)のモデル配置(福祉サービス圏(概ね中学校区程度)ごとに配置することを想定)
2. 住民と専門職の協働による小地域を単位とする地域ケア会議のモデル実施
3. 寄り添い型支援のモデル実施
4. 地域の事業者・商店等との連携

地域のつながりの再構築

1. 住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等(地域福祉推進基礎組織)の支援及び設置(促進)
2. 見守り・支援やサロン活動などの住民福祉活動の支援
3. 福祉教育などの取り組みと運動した地域福祉活動を行う人材の養成
4. 地域住民やボランティア・NPO団体との協働事業の開発

行政とのパートナーシップ

1. 社協における地域福祉推進の諸活動の評価と積極的な広報活動の展開
2. 地域福祉推進の基盤整備への働きかけ
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定・見直しの推進
4. 行政と連携した日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護の体制整備

1. 相談体制の充実(曜日に限らず相談を受ける体制の確保、制度・事業、分野を問わず多様な生活課題に対応する相談員の配置、「生活支援・相談センター」の設置)
2. 行政との協議等による地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)等の実施(受託)

1. 地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)の配置(福祉サービス圏域(概ね中学校区程度)ごとに配置)
2. 寄り添い型支援の事業化
3. 地域の問題発見・相談支援のシステム化
4. 在宅福祉サービス事業の地域展開

1. 福祉委員や民生委員・児童委員等が担う身近な相談機能づくり(「福祉なんでも相談」等)
2. 小地域における住民福祉活動の活動拠点の整備(小学校区程度)
3. 小地域を単位とした小地域福祉活動計画の策定
4. 地域住民やボランティア・NPO団体等の活動財源としての共同募金運動の活性化

1. 行政と協働した地域福祉推進の状況の評価
2. 権利擁護・成年後見支援センター等の受託実施

(参考)

今日的な生活課題と社協(地域)の対応例

社会福祉協議会

生活困窮者

- ・電話相談など相談・支援につながる環境づくり
- ・生活福祉資金貸付事業における相談、借受人への継続的な自立支援
- ・制度利用や就労等の総合的支援
- ・地域の社会資源(社会福祉施設、ボランティア・NPO団体、住民活動等)を活用した社会参加等の自立支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

失業・生活再建

相談支援機能の強化
 <生活支援・相談センター等の整備>

生活福祉資金や日常生活自立支援事業の取り組み

徹底したアウトリーチによる支援の展開

民生委員・児童委員・社会福祉施設、住民組織、ボランティア・NPO団体との協働

<福祉サービス圏域に地域生活支援ワーカー(仮称)(地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等)の配置、生活支援員の配置、小地域福祉活動の拠点の整備等>

福祉課題を背景にした近隣との摩擦(ゴミ屋敷等)

- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・制度サービスや生活支援サービスの利用支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

- ・電話相談など相談・支援につながる環境づくり
- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・制度サービスと住民活動やボランティア・NPO団体等による居場所づくり、仲間づくりなどの制度外サービスとの総合的支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

ひきこもり

子育て不安

- ・電話相談など相談・支援につながる環境づくり
- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・制度外サービスと子育てサロンなどの制度外サービスとの総合的支援

多問題世帯

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・多種の専門職間の連携
- ・制度・制度外サービス等の総合的支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

孤立(孤独死)の防止

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の協働的なアプローチ
- ・サロン等の居場所づくり
- ・住民の見守りや訪問活動

虐待予防・対応

- ・住民や関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・多種の専門職間の連携
- ・制度サービスと制度外サービス等との総合的支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

被害者の地域生活支援

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・障害者総合支援法や日常生活自立支援事業等の制度サービスと制度外サービス(居場所づくり・生活支援サービス)の総合的支援
- ・地域の社会資源(社会福祉施設、ボランティア・NPO団体、住民活動等)を活用した社会参加等の自立支援
- ・住民や関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動と専門職の共同的なアプローチ
- ・多種の専門職間の連携
- ・制度サービスと制度外サービス等との総合的支援
- ・寄り添い型の定期訪問支援

認知症高齢者の生活支援

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・日常生活自立支援事業や介護保険等の制度サービスと制度外サービス(居場所づくり・生活支援サービス等)の総合的支援
- ・サロン等の居場所づくり
- ・住民の見守りや訪問活動

- ・住民や地域の関係者からの発見・相談の仕組み
- ・住民活動やボランティア・NPO団体等による多様な生活支援サービスづくり

買物困難など生活課題

第6次計画策定の経緯(会議・開催状況)

市社協第7次5か年計画策定作業スケジュール			中区社協第6次5か年計画策定作業スケジュール		
日程	会議等	主な内容	日程	会議等	主な内容
7月31日	●第1回 策定作業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 6次5か年計画の総括(案)の確認 次期計画に向けて 			
8月 1日	策定スタッフ・座長ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の進め方の確認 			
8月 8日	事務局長会議	<ul style="list-style-type: none"> 各区社協事務局長の意見聴取 			
8月14日	策定スタッフ・座長ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 7次計画の策定概要(全体像)について →スローガン、数値目標のあり方、柱など 体系図(案)(注、進めていくこと、具体的な取組み)について 			
8月30日	◆第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長の互選について 6次5か年計画の総括(案)について 7次計画について 			
9月12日	策定スタッフ・区社協主任ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会の報告 策定委員会報告を受けて 			
9月20日 24日 25日	部門別ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 【目標】の文章(案)をもとに協議。 【中・小項目】の項目の出し方についても協議を進める 			
10月 2日	●第2回 策定作業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 【大項目】、【目標】、【中・小項目】について全体像を確認 行政の計画との関連 			
10月12日	◆第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 【目標】、【中・小項目】について (第1回策定委員会での協議をどう反映させたか) 【活動・事業内容】への意見 			<ul style="list-style-type: none"> ～市社協第6次5か年計画の総括作業を踏まえて、中区社協第5次5か年計画の総括(案)の作成
	部門別ワーキング(数回)	<ul style="list-style-type: none"> 【活動・事業内容(案)】の具体的検討 			
		～並行して地域担当者会議で事業の要綱、様式の検討			
	合同ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 複数のワーキングが関係する【大項目】【中項目】の調整等 	10月27日	なかくボランティアまつり (区民からの意見徴収)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート実施(※参考資料参照) 社協に期待するものなど
		～部門別ワーキングでの検討をもとに、活動・事業の内容を含む実施計画(案)の作成	11月 2日	正副会長会議	<ul style="list-style-type: none"> 意見徴収・区社協独自部分の方向性等検討 (事務局作業) おもに区社協独自事業に関する計画案作成
10月25日	●第3回 策定作業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画(案)の確認、重複項目の整理 			
11月20日	◆第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画(案)について 	11月15日	◆第1回 総務・企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長の互選について 第5次5か年計画の総括(案)について 第6次計画について
		～計画の全文の作成	11月26日	◆第1回 ボランティアセンター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第6次計画について 平成24年度ボランティアセンター事業の実施中間報告
1月 9日	事務局長会議	<ul style="list-style-type: none"> 各区社協事務局長の意見聴取 	12月14日 12月25日	理事会／評議員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定作業の進捗状況について(報告事項)
1月15日	●第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の全文(案)について 	1月22日	◆第2回 総務・企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画(案)について(市域共通部分＋中区独自部分) (事務局作業) 計画の全文の作成
		～計画の全文・最終(案)について	2月18日	◆第2回 ボランティアセンター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第6次5か年計画(案)について 平成24年度ボランティアセンター運営事業報告について 平成25年度ボランティアセンター運営事業計画予算について
3月25日	理事会／評議員会	<ul style="list-style-type: none"> 市社協地域福祉推進第7次5か年計画について(承認) 	3月15日 3月26日	理事会／評議員会	<ul style="list-style-type: none"> 中区社協地域福祉活動第6次5か年計画について(承認)

地域福祉活動第6次5か年計画の策定にあたっては、本会の2つの委員会「総務・企画委員会」及び「ボランティアセンター運営委員会」の委員を中心に、策定作業を行いました。

総務・企画委員会 委員名簿

No.	職名	氏名	選出団体等
1	委員長	山田和邦	白島地区社会福祉協議会 会長
2	副委員長	寺田民生	千田地区社会福祉協議会 会長
3	委員	和田高明	幟町地区社会福祉協議会 会長
4	委員	栗栖男三	中島地区社会福祉協議会 会長
5	委員	曾谷孝英	吉島東学区社会福祉協議会 会長
6	委員	佐伯正司	神崎学区社会福祉協議会 会長
7	委員	恵南祈八郎	江波地区社会福祉協議会 会長
8	委員	岡山ユリコ	中区民生委員児童委員協議会 会長
9	委員	好木恭江	中区地域福祉推進委員連絡会 幹事

任期 平成24年2月1日～平成26年1月31日

ボランティアセンター運営委員会 委員名簿

No.	職名	氏名	選出団体等
1	委員長	中田道夫	本川地区社会福祉協議会 会長
2	副委員長	鈴川圭子	ボランティアグループ連絡会 代表
3	委員	森澄江	袋町地区社会福祉協議会 会長
4	委員	篠原紀喜	吉島学区社会福祉協議会 会長
5	委員	大田金次	広瀬地区社会福祉協議会 会長
6	委員	奥野光子	ボランティアグループ連絡会 副代表
7	委員	田中加代子	ボランティアグループ連絡会 副代表
8	委員	板谷裕美	ボランティアグループ連絡会 会計
9	委員	中谷綾子	広島市手をつなぐ育成会 中区支部長
10	委員	井上一成	中区作業所連絡会 幹事
11	委員	山田信利	広島市中央公民館 館長

任期 平成24年2月1日～平成26年1月31日

中区社協の概要について

名 称 社会福祉法人 広島市中区社会福祉協議会

略 称 中区社協(なかくしゃきょう)

設立認可 昭和59年1月19日 法人登記 昭和59年2月15日

設立根拠 社会福祉法109条

所在地 〒730-0051

広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル5階 中区地域福祉センター内

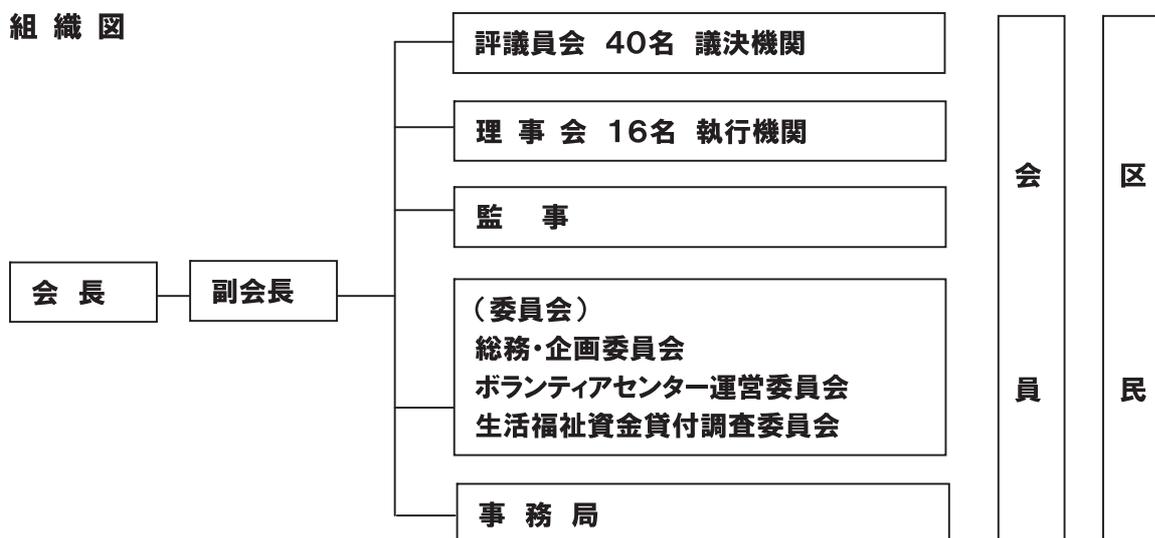
役員等 理事16名(会長1名、副会長2名を含む)/監事3名/評議員40名

目 的 広島市中区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事 業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (3) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) (1)から(4)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) ボランティアセンターに関する事業
- (8) 共同募金事業への協力
- (9) 心配ごと相談事業
- (10) 広島市中区地域福祉センターの指定管理
- (11) その他この法人の目的達成のため必要な事業

組 織 図



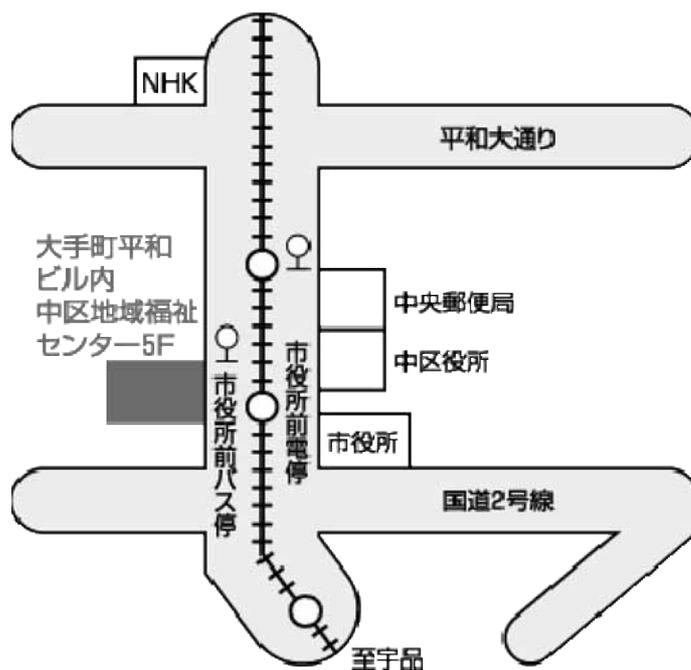
組織構成

区民の代表である地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会をはじめとする公私社会福祉団体・施設・学識経験者などによって構成されています。

運営財源

広島市からの補助金や事業の委託金に加えて、共同募金の配分金、区民の皆様からの賛助会費、寄付金などによって事業を実施しています。

所在地



1階左エントランス1のエレベーターで5階です
市内電車:市役所前下車
市内バス:市役所前下車(広島電鉄・広島バス・芸陽バス)
大手町4丁目下車(己斐～旭町方面)



入口付近の様子



建物全景

賛助会員を 募集して います

広島市中区社会福祉協議会では、地域福祉の推進役として、地域の方々やボランティアの方を中心に、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける福祉のまちづくりの実現に努力しています。



Q 社会福祉協議会って何をするとところ？ 市役所と同じところ？

A 社会福祉協議会は市役所とは異なり、社会福祉法に基づき設置された民間の福祉団体です。地域に住む方々、高齢者や障がいのある方等、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていける福祉のまちづくりをすすめています。

Q 賛助会費って何？

A 社会福祉協議会の財源は、大きく分けて賛助会費、赤い羽根共同募金配分金、みなさんからの寄付金、市からの補助金などです。賛助会費は、地域福祉活動を進めていく上で大変重要な財源となっています。地域のみなさんが会員となって地域活動に参加して下さったり、会費を納めてくださることは、地域福祉活動への具体的な参加方法の一つとなります。



皆様にご協力いただいた賛助会費が福祉のまちづくりに活かされています。

●会費 **1口(年間) 3,000円** 何口でもご加入いただけます。

●加入方法 払込手数料不要の郵便払込取扱票があります。下記までご連絡ください。

社会福祉法人 **広島市中区社会福祉協議会**

広島市中区大手町4丁目1番1号
TEL 082-249-3114
FAX 082-242-1956

地域福祉活動第6次5か年計画

発行：平成25年3月

編集：社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号
大手町平和ビル5階 中区地域福祉センター内
TEL 082-249-3114 FAX082-242-1956